

令和 5 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会
定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月13日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
報告第1号及び報告第2号の上程、報告	6
・ 報告第1号 令和4年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について	
・ 報告第2号 令和4年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）	
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・ 承認第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
・ 承認第2号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて	
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
・ 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて	

諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
・ 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて	
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
・ 議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第1号～議案第4号の上程、説明、委員会付託	20
・ 議案第1号 岩泉町下水道事業の設置等に関する条例について	
・ 議案第2号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）	
・ 議案第3号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
・ 議案第4号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）	
認定第1号～認定第8号の上程、説明、委員会付託	22
・ 認定第1号 令和4年度岩泉町一般会計歳入歳出決算	
・ 認定第2号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
・ 認定第3号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
・ 認定第4号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算	
・ 認定第5号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算	
・ 認定第6号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	
・ 認定第7号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算	
・ 認定第8号 令和4年度岩泉町水道事業会計決算	
請願第1号の上程、説明、委員会付託	29
・ 請願第1号 令和5年8月13日からの大雨被害対策に関する請願	
陳情第1号の上程、委員会付託	30
・ 陳情第1号 森林環境譲与税の譲与基準見直しに関する要望書	
一般質問	30
10番 三田地和彦議員	31
3番 畠山昌典議員	40
8番 坂本 昇議員	48
4番 畠山和英議員	55
散会の宣告	69

第 2 号 (9月15日)

出席議員	7 1
欠席議員	7 1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	7 2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	7 2
議事日程	7 3
開 議 の 宣 告	7 5
議事日程の報告	7 5
一般質問	7 5
1 番 千葉泰彦議員	7 5
7 番 林崎寛次郎議員	8 9
6 番 三田地久志議員	9 5
散 会 の 宣 告	1 0 3

第 3 号 (9月19日)

出席議員	1 0 5
欠席議員	1 0 5
職務のため議場に出席した者の職・氏名	1 0 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	1 0 6
議事日程	1 0 7
開 議 の 宣 告	1 0 9
議事日程の報告	1 0 9
議案第1号～議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 9
・議案第1号 岩泉町下水道事業の設置等に関する条例について	
・議案第2号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）	
・議案第3号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
・議案第4号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）	

散 会 の 宣 告	1 1 1
-----------	-------

第 4 号 (9月22日)

出席議員	1 1 3
欠席議員	1 1 3
職務のため議場に出席した者の職・氏名	1 1 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	1 1 4
議事日程	1 1 5
開 議 の 宣 告	1 1 7
議事日程の報告	1 1 7
認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 7
・ 認定第1号 令和4年度岩泉町一般会計歳入歳出決算	
・ 認定第2号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
・ 認定第3号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
・ 認定第4号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算	
・ 認定第5号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算	
・ 認定第6号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	
・ 認定第7号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算	
・ 認定第8号 令和4年度岩泉町水道事業会計決算	
陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 0
・ 陳情第1号 森林環境譲与税の譲与基準見直しに関する要望書	
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
・ 議案第6号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する 条例について	
閉会中の継続審査申し出について	1 2 3
閉 会 の 宣 告	1 2 4
署 名	1 2 5

令和 5 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 1 号 ）						
招 集 年 月 日	令和 5 年 8 月 2 9 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令和 5 年 9 月 1 3 日 午前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令和 5 年 9 月 1 3 日 午後 3 時 1 6 分				
出席及び欠席議員 出席 1 3 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 已	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	8 番	坂 本 昇	9 番	早 川 ケン子
	1 0 番	三田地 和 彦		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教育委員会 事務局総括室長	佐々木 隆 幸		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和５年第３回岩泉町議会定例会

議事日程（第１号）

令和５年 ９月１３日（水曜日）午前１０時００分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定

日程第 ３ 諸般の報告

日程第 ４ 報告第１号 令和４年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 ５ 報告第２号 令和４年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）

日程第 ６ 承認第１号 令和５年度岩泉町一般会計補正予算（第３号）の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 ７ 承認第２号 令和５年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 ８ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第 ９ 諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第 １０ 議案第５号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第 １１ 議案第１号 岩泉町下水道事業の設置等に関する条例について

日程第 １２ 議案第２号 令和５年度岩泉町一般会計補正予算（第４号）

日程第 １３ 議案第３号 令和５年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第 １４ 議案第４号 令和５年度岩泉町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第 １５ 認定第１号 令和４年度岩泉町一般会計歳入歳出決算

日程第 １６ 認定第２号 令和４年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

- 日程第 17 認定第 3 号 令和 4 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 18 認定第 4 号 令和 4 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 19 認定第 5 号 令和 4 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 20 認定第 6 号 令和 4 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 21 認定第 7 号 令和 4 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第 22 認定第 8 号 令和 4 年度岩泉町水道事業会計決算
- 日程第 23 請願第 1 号 令和 5 年 8 月 13 日からの大雨被害対策に関する請願
- 日程第 24 陳情第 1 号 森林環境譲与税の譲与基準見直しに関する要望書
- 日程第 25 一般質問

散 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから令和５年第３回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、８番、坂本昇さん、
９番、早川ケン子さん、10番、三田地和彦さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（菊地弘巳君） 日程第２、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、９月11日、議会運営委員会で決定
を見たものでありますが、本定例会の会期は、本日から９月22日までの10日間にしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月22日までの10日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び令和5年6月宮古地区広域行政組合議会臨時会に係る議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号の報告を行います。

報告第1号 令和4年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第2号 令和4年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）について報告を求めます。

報告第1号は、三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 令和4年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について。

令和4年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

1、健全化判断比率。比率名、令和4年度、早期健全化基準の順に読み上げさせていただきます。実質赤字比率、「一」、14.32%。連結実質赤字比率、「一」、19.32%。実質公債費比率、13.5%、25.0%。将来負担比率、「一」、350.0%。

備考。実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「一」を記載するものとする。

2、資金不足比率。会計名、令和4年度、経営健全化基準の順に読み上げさせていただきます。水道事業会計、「一」、20.0%。観光事業特別会計、「一」、20.0%。公共下水道事業特別会計、「一」、20.0%。

備考。資金不足額がない場合は、「一」を記載するものとする。

令和5年9月13日、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 報告第2号は、佐々木隆幸教育委員会事務局総括室長、どうぞ。

〔教育委員会事務局総括室長 佐々木隆幸君登壇〕

○教育委員会事務局総括室長（佐々木隆幸君） 報告第2号 令和4年度教育委員会事務局点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和4年度教育委員会事務局点検評価報告書を提出する。

令和5年9月13日、岩泉町教育委員会。

それでは、報告書の概要について説明させていただきます。3ページをお開きいただき、目次を御覧願います。報告書の構成であります、はじめにの部分で4項目、点検評価結果の部分で5項目に区分して、この報告書を作成しております。

次に、4ページのはじめにを御覧ください。1、趣旨であります、この報告書作成の根拠となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされておりますことから、今回報告書を議会に提出しようとするものであります。

続きまして、2、点検評価の対象ですが、令和4年度における教育委員会所管の主な施策、事業等となっております。

次に、3、点検評価の方法ですが、施策、事業の進捗状況を確認して、点検評価を行うとともに、併せて課題等の分析及び今後の対応方向を示しております。

なお、点検評価に当たりましては、客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する外部の方を委員に委嘱し、8月24日に会議を開催して様々なご意見を頂戴したところです。なお、委員は、記載の3人の方をお願いしたところであります。

次に、4、点検評価結果報告の構成ですが、(1)、点検評価の項目は、点検評価の対象を御覧のアからエまでの5項目に区分し、点検評価を行ったところです。

次に、5ページを御覧願います。(2)、領域目標と(3)、現状と課題、目指す姿につきましては、第8次岩泉町教育振興基本計画に掲げております目標及び現状と課題、目指す姿をそれぞれ掲載しております。(4)、取組項目と(5)、進捗状況・評価では、実施した主な取組概要と進捗状況を記載し、事務局内の自己点検と自己評価を行っており

ます。(6)、現状値・最終目標値では、第8次岩泉町教育振興基本計画における目標値と令和4年度の現状値を掲載しております。(7)、主な事業実施状況では、令和4年度の主な事業名と実施内容、金額を掲載しております。(8)、点検評価委員等からの主な意見では、点検評価委員と教育委員からいただいた意見などを掲げております。(9)、今後の課題と対応方向では、前述の意見等を踏まえ、今後の取組を進める上で課題と対応方向を示しております。

本日は、詳細な説明は省略させていただきますが、内容をご確認いただきまして、後日開催される決算審査特別委員会で質疑等をいただければと存じます。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘已君） これで報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘已君） 日程第6、承認第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度岩泉町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,722万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億4,743万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和5年8月13日、岩泉町長、中居健一。

今回の補正予算につきましては、さきの町議会全員協議会でもご説明申し上げておりましたが、8月12日から21日まで降り続いた豪雨により被災した施設を早期に復旧するため、直ちに予算の措置が必要であることから、令和5年8月13日付で専決処分したものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。9ページをお開き願います。4款1項6目環境衛生費ですが、12節災害廃棄物(し尿)処理委託料に52万5,000円を計上しており、これは非常災害により沢水等が流入した個人宅の便槽のくみ取り支援を行うべく予算計上したものでございます。

続きまして、10款2項1目道路橋梁災害復旧費では、12節に測量設計委託料3,000万円を計上しております。これは、災害復旧に係る測量設計委託を行うものであります。

同じく14節では、公共土木施設災害復旧工事で1,000万円を計上しております。これは、路面洗掘、路肩決壊等のあった町道9路線分の災害復旧工事予算を計上したものであります。

また、2目河川災害復旧費では、護岸洗掘、埋塞土砂等のあった町管理河川3河川分の応急復旧費用として、14節に河川災害復旧工事250万円を予算計上しています。

次に、3項1目農業施設災害復旧費ですが、排水路土砂除去、農道、牧道で発生した路面洗掘等について直営での復旧工事を行うべく予算620万円を計上したものでございます。

また、2目林業施設災害復旧費では、14節で林道7路線の災害復旧工事費として800万円の計上を行っております。

続きまして、歳入をご説明いたします。前のページ、8ページを御覧願います。19款1項1目繰越金で、本補正予算の財源調整として3,192万5,000円を計上しております。

次に、21款1項4目災害復旧事業債で2,530万円を追加しております。これは、農道、林道、道路、河川の各災害復旧工事について、一般単独災害復旧事業債の導入を予定し

ているものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、5 ページにお戻り願います。第2表、地方債補正であります。災害復旧事業において追加の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を9億6,820万円とするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 歳出で、環境衛生費についてお伺いしますが、災害に遭われた件数は何件で、業者は何業者が対応したのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、山岸知成町民課長、答弁。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

今までに、まず対応した件数ですけれども、合計で38件となっております。

それから、対応した業者ですけれども、町内のし尿の収集運搬の許可を得ている2業者が対応してございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第7、承認第2号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第2号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ612万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,854万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和5年8月13日、岩泉町長、中居健一。

今回の補正予算につきましては、先ほどご説明申し上げました一般会計同様、さきの豪雨災害により被災した龍泉洞の洞内電気設備、園地の応急復旧費を計上しております。本補正予算は、前年度繰越金で財源調整を行っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 歳出で伺います。洞内の電気設備で応急復旧するまでの間に何日間の閉洞があったのか、まずお願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 閉洞日数でございますが、19日間の閉洞期間でございました。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） それで、今回は応急復旧なわけですが、これを本復旧するといったら、この600万円では済まないと思うのですが、これの想定する予算というのは積算ができていますのかどうかお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

本復旧の予算規模というご質問ですが、ざっとですが、6,000万円から9,000万円と。本格復旧をすると、そういうふうな金額になるというふうに考えておりますけれども、その復旧の内容によってになりますけれども、まず洪水が出て閉洞が、停電することなく開洞できるためには1億円近いような費用もかかるというような話も出ておりますけれども、見積りをいただいたわけではございませんので、あくまでも概算の金額ということで答弁をさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 8番。

○8番（坂本 昇君） 先般の全員協議会でも、今のように3年連続で水をかぶっていると、これを回避するためには本格的に水が来ないところまで移動したいと。多額の金額もかかると言ったのですが、今のお話で1億円という話が、正式な見積りではないと思うのですが、けれども、復旧するだけで6,000万円、9,000万円だとか、復旧だけで。復旧ということは、また水がかぶるという話ですので、これが水がかぶらないところまでいって1億円だということになれば、ここは検討する余地があるのではないかと思います。のですが、いかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） ご質問のとおりでございます、現在の入洞者数、それから決算の状況を見ますと、このような費用を捻出できる可能性はかなり難しいというふうに考えておりますが、この8月の最盛期、書き入れどきに閉洞をこの3年間、数日間ではありましたが、あったということは、龍泉洞の営業のみならず、周辺の飲食店にもかなりの影響が出ておりますので、やはりそれらも鑑みて、この復旧の予算規模というものは見極めていかなければならないと感じております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 閉洞期間が19日間、もし電気設備が被害を受けないと、水が引いてもうすぐ入れるよということになったら、何日間ぐらいそこは短縮できたのかということはどうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

水が引いてお客様が入れる状況になったのは約1週間後だと記憶しておりますが、まだ上部からの水滴の量だったり、あとは地底湖の透明度が戻らなかったというのもございますけれども、実際長靴を履いてでも入っていただく状態だったのは閉洞してから1週間後だったと記憶しております。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 長靴を履いてまでお客さんは入らなくてもいいとは思いますが、要は電気設備さえちゃんとしていれば、あのぐらいの水であれば、真夏の暑い時期で水分、水の蒸発量も多いし、10日ぐらいで多分入れたのだらうなと思う。そうすると、半分が短縮できると。その分の経済波及効果というのは、町内に大きいわけだから、1億円という数字がおおよそということで、本当にそこまでいくのだらうかという私は感覚ではいるのですが、将来的なことを考えると、やはり新年度に向けて何らかの対策を打つべきだと。思い切ったことをやっていかないと、町内経済効果が全然波及されないよということにもなるので、ここは英断をしてやったほうが私はいいと思うのですが、課長、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 三田地議員のおっしゃるとおりでございます、龍泉洞の存在というものは、町内の事業者の方への影響は大きいと思っております。新年度予算に向けて、庁舎内でまず協議をしまして、新年度予算で予算確保できるかどうかというものも検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、13番、八重樫龍介さん。

○13番（八重樫龍介君） 関連にはなりますが、この19日間の閉洞によって入場料等が得ることができなかったわけですが、この損失額を幾ら見込んでおるかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 19日間の閉洞で約2万人以上の方の来場に影響があったと、損失があったと。金額ですと約2,000万円というふうに、昨年度の入洞実績から追ってそのように推察しております。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） 入洞料だけでも2,000万円。今6番議員も言われましたが、町内の経済効果も含めると相当の金額になると思われます。

それで、質問は変わりますが、ここで緊急用ボートも破損したと。これの仕様といいますか、大きさ等はどの程度のものかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

緊急用ボートでございますけれども、地底湖に観光客の方がもし落ちた場合の非常用ボート、救護用ボートという使い方でございます。第三地底湖のところにいつも保管しております。

それから、ボートの大きさでございますけれども、4人乗りボートで、長さは2メートル半ぐらいだったと記憶しております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 10番、三田地和彦さん。

○10番（三田地和彦君） 13番に関連しますけれども、救命ボートということなのですが、これは地底湖で動かないのだと思うのですが、これ乗り降りが大変、漁師などでも緊急ボート等があるわけですが、大変危険が伴うのです。それで、実際浮かべておくのであ

れば、これはすぐ対応できるのだと思うのですが、救命浮環か救命胴衣を準備して、龍泉洞は水温が低いものですから、これは大変なのですけれども、その救命胴衣を着て、救命浮環を利用した救助方法に考えたほうがいいのかと私は考えますが、そこら辺の対応はどんな考えなのかご答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

地底湖にもし仮に観光客の方が落ちたという場合には、救命ボート以外にも浮輪もございます。それから、ロープ等、そういったあらゆる手段で観光客の方の命を救うということで考えておりますので、救命ボートだけで命を救うという考えではなくて、あらゆる手段をもって対応してまいりたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 10番。

○10番（三田地和彦君） そのようにいろんな対応があると思いますので、まずあとは第一に投げるのは、救命浮環を転落者のそばに投げて、そして救命胴衣を着けて、ロープを体に巻いて、それで対応したほうが私は早いのかなと考えます。ロープで、そしてその飛び込んだ人間、転落した人間も流れないように、ロープはつけて飛び込むほうが私はいいのかなと考えますが、そこらのほうの対応も考えてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから承認第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、阿部範子。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。人権擁護委員阿部範子が令和5年12月31日をもって任期満了となることに伴い、同人を再度候補者として推薦しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提出者の説明が終わりました。

これから諮問第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、小弓川秀利。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。人権擁護委員小弓川秀利が令和5年12月31日をもって任期満了となることに伴い、同人を再度候補者として推薦しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提出者の説明が終わりました。

これから諮問第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件は適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は適任と答申することに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第10、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、戸籍総合システム機器。数量、一式。契約金額、1,111万円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、宮城県仙台市宮城野区鉄砲町西1番地14。氏名、富士ファイルシステムサービス株式会社、公共事業本部東北支店、支店長、樋口洋一。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。戸籍総合システム機器を買入れしようとするものである。

次のページ、参考資料に戸籍総合システム機器の概要をおつけしております。納期は、令和6年2月29日でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ただいまご説明いただいたものは、実際に何ができるものなので

しょうか。マイナンバーカードに関して様々な議論が世の中にはあるようですけれども、
どういったことに対応、今後の対応の余地も含めてご説明ください。

○議長（菊地弘巳君） 山岸知成町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

今回提案させていただいております戸籍総合システムでございますけれども、いわゆる戸籍のデータを管理するのは当然なことでありますけれども、今回は併せて、これとはまた別にクラウドのほうの委託を並行して考えてございまして、クラウドを導入することによって安全性を高めていきたいというふうに考えております。

また、マイナンバーとの関係でございますけれども、これまでも対応しておりますけれども、今回は今までどおりマイナンバーとの連携は図っていく、そういったシステムにはなっておりますけれども、例えばマイナンバーを活用したコンビニ交付であるとか、そういったようなものはまた別途検討していくというような内容になってございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） バックアップサーバ機が1 台というのは、庁舎内ですか、ここにあるものではなくて、クラウド上に設定されるということですか。

○議長（菊地弘巳君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

これは、庁舎内に設置するもので、万が一通信回線の遮断等の事故があった場合においても対応できるためのバックアップを取るためのものというものでございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第5 号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第5 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第4号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第11、議案第1号 岩泉町下水道事業の設置等に関する条例についてから日程第14、議案第4号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

○議長（菊地弘巳君） 本案について提案者の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 岩泉町下水道事業の設置等に関する条例について。

岩泉町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公営企業法の適用を受ける下水道事業を設置するため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第2号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度岩泉町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,555万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億299万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第3号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,910万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,490万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第4号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)、第1条、令和5年度岩泉町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)、第2条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,430万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額927万2,000円及び引継金5,503万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額60万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額60万3,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、(既決予定額)、3億5,516万4,000円、(補正予定額)、6,370万円、(計)、4億1,886万4,000円。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(菊地弘巳君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第4号までの4件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(菊地弘巳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号までの4件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第15、認定第1号 令和4年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第22、認定第8号 令和4年度岩泉町水道事業会計決算までの8件を一括議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） それでは、私のほうから順次ご提案を申し上げます。

申し訳ございませんが、タブレットの表題、認定第1号から第7号、令和4年度岩泉町歳入歳出決算書によりご説明させていただきます。

まず、令和4年度岩泉町歳入歳出決算書のタブレット3ページ、決算書記載ページの2ページ及び3ページをお開き願います。認定第1号 令和4年度岩泉町一般会計歳入歳出決算書でございます。

次のタブレット4ページ、決算書記載ページの4ページ及び5ページをお開きください。歳入合計でございます。予算現額108億5,441万1,000円、調定額107億453万4,353円、収入済額106億7,688万7,315円、不納欠損額234万2,321円、収入未済額2,532万956円、予算現額と収入済額との比較マイナス1億7,752万3,685円でございます。

次のページからが歳出合計でございます。タブレットページ、6ページ、決算書記載ページの8ページ及び9ページをお開き願います。歳出合計でございます。予算現額108億5,441万1,000円、支出済額99億9,645万4,453円、翌年度繰越額4億822万5,000円、不用額4億4,973万1,547円、予算現額と支出済額との比較8億5,795万6,547円、歳入歳出差引残額6億8,043万2,862円。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、タブレットページ88ページ、決算書記載ページの172ページ及び173ページをお開き願います。認定第2号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

事業勘定の歳入合計でございます。予算現額12億565万3,000円、調定額12億659万

1,253円、収入済額11億9,496万9,255円、不納欠損額43万8,200円、収入未済額1,121万8,898円、予算現額と収入済額との比較マイナス1,068万3,745円。

次のページをお開き願います。事業勘定、歳出合計でございます。予算現額12億565万3,000円、支出済額11億6,565万9,709円、翌年度繰越額はありません。不用額3,999万3,291円、予算現額と支出済額との比較3,999万3,291円、歳入歳出差引残額2,930万9,546円。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、タブレットページ100ページ、決算書記載ページの196ページ及び197ページをお開き願います。診療施設勘定の歳入合計でございます。予算現額3,567万3,000円、調定額3,445万9,610円、収入済額3,445万9,610円、不納欠損額及び収入未済額はありません。予算現額と収入済額との比較マイナス121万3,390円。

次のページ、診療施設勘定の歳出合計でございます。予算現額3,567万3,000円、支出済額3,395万4,956円、翌年度繰越額はありません。不用額171万8,044円、予算現額と支出済額との比較171万8,044円、歳入歳出差引残額50万4,654円。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、タブレットページは108ページになります。決算書記載ページの212ページ及び213ページをお開き願います。認定第3号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計でございます。予算現額1億2,243万円、調定額1億2,218万8,303円、収入済額1億2,178万9,903円、不納欠損額はありません。収入未済額74万2,500円、予算現額と収入済額との比較マイナス64万97円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1億2,243万円、支出済額1億2,136万8,146円、翌年度繰越額はありません。不用額106万1,854円、予算現額と支出済額との比較106万1,854円、歳入歳出差引残額42万1,757円。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、タブレットページ115ページ、決算書記載ページの226ページ及び227ページをお開き願います。認定第4号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

事業勘定、歳入合計でございます。予算現額16億1,189万5,000円、調定額16億890万

2,334円、収入済額16億630万54円、不納欠損額79万4,480円、収入未済額205万300円、予算現額と収入済額との比較マイナス559万4,946円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額16億1,189万5,000円、支出済額15億3,185万8,205円、翌年度繰越額はありません。不用額8,003万6,795円、予算現額と支出済額との比較8,003万6,795円、歳入歳出差引残額7,444万1,849円。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、タブレットページ127ページ、決算書記載ページの250ページ及び251ページをお開き願います。サービス事業勘定、歳入合計でございます。予算現額1,115万3,000円、調定額1,119万4,168円、収入済額1,119万4,168円、不納欠損額及び収入未済額はありません。予算現額と収入済額との比較4万1,168円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1,115万3,000円、支出済額1,033万9,909円、翌年度繰越額はありません。不用額81万3,091円、予算現額と支出済額との比較81万3,091円、歳入歳出差引残額85万4,259円。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、タブレットページ132ページ、決算書記載ページの260ページ、261ページをお開き願います。認定第5号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計でございます。予算現額1億7,769万9,000円、調定額1億7,897万1,658円、収入済額1億7,897万1,658円、不納欠損額及び収入未済額はありません。予算現額と収入済額との比較127万2,658円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1億7,769万9,000円、支出済額1億7,096万723円、翌年度繰越額はありません。不用額673万8,277円、予算現額と支出済額との比較673万8,277円、歳入歳出差引残額801万935円。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、タブレットページ141ページ、決算書記載ページの278ページ、279ページをお開き願います。認定第6号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計であります。予算現額2億4,308万3,000円、調定額2億3,770万9,068円、収入済額2億3,674万1,428円、不納欠損額はありません。収入未済額96万7,640円、予算現

額と収入済額との比較マイナス634万1,572円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額2億4,308万3,000円、支出済額2億3,087万4,487円、翌年度繰越額694万1,000円、不用額526万7,513円、予算現額と支出済額との比較1,220万8,513円、歳入歳出差引残額586万6,941円。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、タブレットページ149ページ、決算書記載ページの294ページ、295ページをお願いします。認定第7号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計であります。予算現額488万6,000円、調定額599万3,110円、収入済額599万3,110円、不納欠損額及び収入未済額はあります。予算現額と収入済額との比較110万7,110円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額488万6,000円、支出済額406万5,545円、翌年度繰越額はあります。不用額82万455円、予算現額と支出済額との比較82万455円、歳入歳出差引残額192万7,565円。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、この会計別決算書のほか、主要施策の成果に関する報告書及び決算附属資料を提出してございます。ご参照いただきまして、ご審議をくださるようよろしくお願い申し上げます。

最後に、別つづり、表題、認定第8号 令和4年度岩泉町水道事業会計決算書でございます。

タブレット4ページ、決算書記載ページの3ページ及び4ページをお願いします。認定第8号 令和4年度岩泉町水道事業会計決算報告書。款ごとに合計額で申し上げます。(1)、収益的収入及び支出。収入、第1款水道事業収益、予算額合計3億9,501万3,000円、決算額3億9,237万1,781円、予算額に比べ決算額の増減マイナス264万1,219円。支出、第1款水道事業費用、予算額合計4億5,587万6,000円、決算額4億4,400万8,577円、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額120万4,500円、不用額1,066万2,923円。

続いて、次のページを御覧願います。(2)、資本的収入及び支出。収入、第1款資本的収入、予算額合計6億8,815万1,000円、決算額6億2,327万147円、予算額に比べ決算額の増減マイナス6,488万853円。支出、第1款資本的支出、予算額合計7億5,486万

7,000円、決算額4億8,667万5,812円、翌年度繰越額合計2億6,351万4,000円、不用額467万7,188円。

令和5年9月13日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、この決算報告書のほか、財務諸表をおつけしておりますので、ご参照の上、ご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、坂本昇監査委員から決算審査結果について報告を求めます。

坂本監査委員、どうぞ。

〔監査委員 坂本 昇君登壇〕

○監査委員（坂本 昇君） 監査委員の坂本昇です。監査委員を代表いたしまして、箱石憲市代表監査委員に代わり、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、令和4年度岩泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況並びに水道事業会計の決算を審査しましたので、その概要を説明申し上げます。

初めに、岩泉町各会計歳入歳出決算審査について説明いたしますので、「令和4年度岩泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況審査意見書」の1ページをお開きください。

第1、準拠基準、第2、審査の概要につきましては、記載のとおりです。

2ページをお開き願います。第3、審査の結果。各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額の資金を運用するための基金調書については、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であると認められた。

財務に関する事務の執行、財産の管理等に関する事務については、おおむね適正であると認められた。

定額の資金を運用するための各基金の運用状況については、法令及び設置目的に沿って適正であると認められた。

第4、審査意見を申し上げます。3ページ下段を御覧ください。

県河川改修事業負担金等、翌年度以降に繰り越した事業があるものの、全般的に事務

事業はおおむね的確に執行されているものと認められる。

厳しい財政環境の中、実質公債費比率は減少に転じ、町債現在高も減少し、主要基金の保有額は台風災害を受けた平成28年度の水準を大きく超えており、堅実な財政運営は評価するところである。

本年度の決算状況は、おおむね良好であったが、今後の財政運営を展望すると、新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機等の世界情勢に伴う経済の悪化や少子高齢化、さらには生産人口の減少等による税収減や地方交付税の減少が懸念され、厳しい財政状況が続くものと予測される。将来にわたり安定した行政サービスを提供するために基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を堅持し、持続可能な行財政運営に努められたい。

結びに、岩泉町総合計画「岩泉町未来づくりプラン」に基づき、目指すべき将来像である「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に向け、着実に各種施策を展開し、「将来に希望が持てるまちづくり」を進め、さらに自然豊かで活気あふれる岩泉を次世代の子供たちに引き継ぐために、より一層の取組を進めるよう期待するものである。

以上、第1から第4までを説明いたしました。第5、第6、第7は、決算の概要等で、審査意見書に記載のとおりです。

次に、水道事業会計決算審査について説明いたします。「令和4年度岩泉町水道事業会計決算審査意見書」、1ページをお開き願います。

第1、準拠基準、第2、審査の概要につきましては、記載のとおりです。

第3、審査の結果。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確で、当事業の当年度の経営成績及び財務状態を適正に表示しているものと認められた。

第4、審査意見を申し上げます。2ページ中段を御覧ください。

人口減少等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う修繕や更新、燃料費の高騰等により、今後の経営環境はより厳しさを増すと考えられる。安全な水道水を安定して供給するために、長期的な経営安定のための計画を策定し、経営の効率化と透明化を進め、一層の経営の健全化に努められたい。

水道は重要なライフラインであり、日常生活を送る上で必要不可欠である。災害発生

時には、その重要性を改めて実感しているところである。これまでも、東日本大震災、平成28年台風第10号豪雨災害等においては、甚大な被害が発生している。非常時に備え、危機管理体制の整備と災害発生時の飲料水の確保・供給や早急な施設の復旧などの対応に万全を期されたい。

第5、水道事業会計の決算の概要につきましては、審査意見書に記載のとおりです。

以上、2つの審査意見書の概要について説明を申し上げましたが、詳細につきましては、お配りしております「審査意見書」を御覧いただくようお願いいたします。

決算審査に当たりましては、箱石憲市代表監査委員とともにいき、審査意見につきましても、合議の上決定したものであります。

以上をもちまして決算審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで監査委員の決算審査結果についての報告を終わります。

お諮りします。日程第15、認定第1号から日程第22、認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類等については、税務出納課において閲覧できるよう当局に申し入れたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は当局に申し入れることに決定しました。

なお、当局関係者が議場におりますので、決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類が閲覧できるよう申し入れします。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第23、請願第1号 令和5年8月13日からの大雨被害対策に関する請願を議題とします。

請願第1号の紹介議員の説明を求めます。

1番、千葉泰彦さん、どうぞ。

〔1番 千葉泰彦君登壇〕

○1番（千葉泰彦君） 請願第1号、請願書、令和5年9月5日、岩泉町議会議長、菊地弘巳様。

令和5年8月13日からの大雨被害対策に関する請願。

請願団体、中島部落会、代表者、会長、千葉鉄郎。同じく卒郡部落会、代表者、会長、三浦猛詩。住所は、記載のとおりです。

紹介議員、岩泉町議会議員、千葉泰彦。

請願趣旨。

8月13日からの大雨は、中島、卒郡の両部落にまたも大きな被害をもたらしました。小本地区では、気象庁の観測史上最大となる降り始めからの総雨量で613ミリを記録、かつて経験したことのない豪雨に見舞われました。

中島、卒郡の両部落は、近年、台風、大雨の被害に立て続けに見舞われています。

これまで対策を進めていただいているがゆえに、被害が抑制されているところではあります。しかし、残念なことに今回の大雨でも被害が発生しました。

さらなる対策推進を、近接の砂防ダムを所管する県との連携も含めて、改めて請願する次第です。

請願事項。

1つ。中島部落地内の砂防ダム流末への排水施設の設置。中島部落内の2か所に設置されている砂防ダムの下流では、度重なる土砂、雨水の流出が民家に被害を及ぼしています。ついては、砂防ダム流末に排水施設の設置を求めます。

2つ。中島部落地内設置済み排水施設の排水能力の向上。岸部落から旧中島分校、墓所の南側を通る排水施設は、請願事項の1が実現すれば、排水施設流域からの雨水の流下水量は、その排水能力を超過し、周辺にあふれ、浸水被害が発生するものと思われる

す。ついては、当該排水施設の下流域で流積拡大による排水能力の拡大を求めます。

3つ。卒郡部落地内の排水路の整備。卒郡部落地内は、以前より大雨が降ると、沢から部落地内に雨水、土砂があふれ出し、民家の床下、または田畑が浸水する状況です。既存の排水路は、土側溝のため雑草や側面崩落により流路が確保できない箇所、町道下に埋設された排水管が直径300ミリと流積が狭小のため、雨水が流下できなくなる箇所があります。結果として雨水を排水できず、浸水被害が発生します。ついては、土側溝の改良、町道下の埋設排水管の流積拡大を求めます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） これで請願第1号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって産業常任委員会に付託して、会期中の審査といたします。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第24、陳情第1号 森林環境譲与税の譲与基準見直しに関する要望書を議題とします。

ただいまお手元にお配りしております森林環境譲与税の譲与基準見直しに関する要望書は、岩泉町森林組合から要望書が提出されたものです。

会議規則第94条の規定によって、産業常任委員会に付託して、会期中の審査といたします。

○議長（菊地弘巳君） ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時40分）

再開（午後1時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第25、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

10番、三田地和彦さん、どうぞ。

〔10番 三田地和彦君登壇〕

○10番（三田地和彦君） 10番、三田地和彦でございます。通告書に基づきまして、2点について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の住宅対策についてであります。

私は、この問題について、平成26年3月の一般質問を皮切りに、岩泉町の人口減少を何とか食い止めなければならないとの思いから質問を重ねてまいりました。その中で何度か、宮城県七ヶ宿町の「地域担い手づくり支援住宅」を参考にした住宅対策をする考えはないか質問しております。これまでの答弁は、手法の一つとして検討するとのことでありましたが、町の厳しい財政の面から、町単独での財源拠出は難しいとの見解であろうと捉えております。

しかしながら、私はいまだに諦め切れず、8月18日に七ヶ宿町役場を再度訪ね、現在も「地域担い手づくり支援住宅事業」を自主財源で行っているか伺ってまいりました。そうしたところ、七ヶ宿町では現在も事業を継続して進めており、毎年2棟を計画し、令和4年度までに何と16棟、66人の方が移住されたとのことでありました。現在、1世帯も欠けず居住しており、令和5年度も2棟、10人の居住予定で建設中とのことであります。

事業内容の詳細につきましては割愛しますが、概要を一部紹介いたします。20年入居すれば無償で住宅及び土地を譲渡する。入居資格は、おおむね40歳までの夫婦で義務教育終了までの子供がいる世帯、定住する意思が明らかであること、暴力団員でないことなどの決まりがあります。

七ヶ宿町のように、今も継続し、よい実績を上げている町もありますので、岩泉町としてもこのような事業を導入し、人口減少を少しでも食い止める考えがないか、ご答弁をお願いいたします。

次に、気候変動による被害対策についてであります。

最近、当町においても異常気象の影響と思われる被害が頻繁に起きております。特に8月13日の夕方からの大雨の際、私の住む小本地区において、線状降水帯と思われる

大雨となり、一時避難を考え、大牛内に向かいました。しかし、既に国道45号線、中野坂は雨水や土石流により通行できず、急遽小本津波防災センターに避難を考えましたが、国道45号線は冠水のおそれがあり、自宅前に引き返しました。その後、消防団員と一緒に小本町内の水位が上がらないか見守り、翌朝に一部の道路被害状況などを小本支所に報告しましたが、床上・床下浸水や沢の近くの家、倉庫、畑などに被害が出ております。

気候変動、異常気象により、今後各地区でこのような被害が発生するリスクは高いと思います。被害の大小にかかわらず、岩泉町として平成28年台風第10号、令和元年台風第19号豪雨災害と同様に、被害に遭われた住民に対し支援すべきと考えます。今回の被害に対する対応、支援策と、今後予測される異常気象への対策について答弁をお願いし、この場からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 10番、三田地和彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、住宅対策についてであります。議員ご案内のとおり、宮城県七ヶ宿町の事例は、移住希望者に一定の条件で新築住宅を貸し付け、20年間入居することで住宅と土地を無償譲渡する内容であり、これまで16戸が整備をされ、1戸当たり2,200万円を上限額に町単独費で整備をしたものと、このように伺っております。

本町では、これまで定住促進住宅の新築や宅地分譲、空き家バンクでのあっせん、住宅リフォーム補助の拡充など、ニーズを踏まえながら住宅対策を積極的に推進をしてきたところであり、これまでの移住者の数は、定住促進住宅で8名、上町の宅地分譲地で3名、住宅リフォーム補助事業で3名、空き家バンクで11名を受け入れているところであります。

昨年度、七ヶ宿町を訪問し、事業の具体的な内容などを伺ってきたところですが、近隣市町村の人口規模や主要都市との交通アクセスなど、周辺を取り巻く環境の違いもあり、一概に七ヶ宿町の事例が本町での日常生活の営みに即したものとして効果的であるかどうか、また支援額が適当かどうかなど熟慮が必要な部分もございますので、引き続き検討を進めながら、人口減少対策に結びつく住宅対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、気候変動による被害対策についてであります。議員ご案内のとおり、全国各地で大雨による災害は毎年のように頻発をしており、本町でも8月13日に小本地区において、1時間雨量124ミリ、24時間雨量576ミリと、観測史上最大の雨量を観測したところでもあります。

今回の大雨により、住家の半壊1棟、床下浸水19棟の被害があり、被災をした皆様には心よりお見舞いを申し上げたいと、このように思います。

さて、ご質問のありました今回の被害に対する対応、支援策についてであります。被災をされました皆様が一日も早く平穏な生活に戻れるよう、各部署に対し速やかな被害調査を指示し、早急に応急復旧等が必要な事業につきましては、専決予算を編成をし、対応したところであります。

また、町道や河川、農地の災害復旧事業につきましても、必要な現地調査、手続を踏まえ、順次補正予算をお願いをしながら対応してまいりたいと、このように考えております。

さらに、被害に遭われた皆様が必要な支援を速やかに受けることができるよう、罹災証明書の発行を8月28日から開始をしているところであり、町の災害見舞金につきましても、先般対象者へ交付をしたところであります。

今後予測される異常気象の被害に対する支援策であります。平成28年の台風10号や令和元年の台風19号の豪雨災害の際には、いわゆる激甚災害法に基づく激甚災害に指定をされたことや、災害救助法の適用により、国、県等の様々な支援制度の対象となったところであり、この制度設計に基づく対応を基本としながら、その都度被害の規模や範囲などを考慮の上、対応していく必要があるものと、このように考えております。

町といたしましては、これまでの災害における対応を踏まえ、消毒作業や便槽のくみ取り、災害廃棄物の収集運搬などの初動対応を行うとともに、災害の規模を的確に把握をしながら、できる限りの支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 10番、再質問はありませんか。どうぞ。

○10番（三田地和彦君） まず、今まで住宅に関しては質問をしてまいりました。ただ、

今回の答弁書を見ても、大変厳しく私としては感じております。というのは、何も岩泉町で住宅とかいろいろな種類の公営住宅に基づく住宅の関係、それから定住促進住宅、子育て応援住宅、町営で管理している教員住宅と、それから空き家バンク、住宅リフォーム、それから住宅分譲地等それぞれ対策していることは分かっております。ただし、私が恐れているのは、まずこの質問をする当時から、資料は役場さんのほう、担当課、地域整備課さんのほうにも届けておるとおり、合併当時は2万7,813人の人口があったわけです。それが私がこの質問をする当時、新しく見ますと、令和5年3月までに、63年間の人口の減少を計算してみました。そうしたら、何と減少が63年間で1万9,615人、再確認をお願いいたします。そして、ここの近年、令和4年2月から令和5年3月31日までに1年ちょっとあるわけですが、370人なのです。その前の令和4年までは、1年平均で311人という人口減でありました。ということは、この4年から5年まででも370人。311人以上の減少率なのです。ここら辺で、これは大変なことだなと。これは、令和4年のとき、また質問しますよと言って資料を確認しました。こんなに厳しい状態で、前の増田知事も言ったとおり、限界集落は岩手県は生じてきますよという本も出して、皆さんも読んだ方があるかなと私は感じております。本当に大変な事態なのです。それこそ我々が生きる海のほうでも温暖化以上のなくなる可能性はあるわけなのです。

一般質問とはちょっと変わりますが、やっぱり減少を食い止めるためにも、まず最初に、岩泉町職員の定数の削減はやめたほうがいいよというのは言っていますので、そういうこともありますので、各地区に職員を配置したり、そういう考えの下で住宅対策を考えて、この七ヶ宿町並みの対応をしていただきたいと思います。ただ、私が行ったとき、七ヶ宿町では人口2,000人ぐらいですと言ったのですが、最近調べたところ1,238人減っているのです。この一般質問でやったそれなりの実績はあるのですが、やはり向こうのほうも人口が減っているのです。やっぱりそれを食い止めるためにも、何とか私がお願いしている七ヶ宿に似たような住宅を、岩泉町でもそれをすっかりまねするということではございません。そういう考えがないか、ご答弁を再度お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上訓一地域整備課長、答弁。

○地域整備課長（三上訓一君） お答えいたします。

まず、議員からは、これまでに七ヶ宿町を直接研修するなどし、町に対して提言いただいております。大変ありがとうございます。コロナ等で若干行けない期間がありましたが、昨年我々も職員が現地研修を行ってきたというまず状況がございます。

まず、七ヶ宿町で、議員も質問の中で言っているとおり、16戸整備され、66人が入居しているという現状、本当に効果のある事業ということで私どもも認識しております。研修した中で、住宅だけではない部分で、我々も参考にしなければならないという部分もございました。というのは、七ヶ宿町では移住、定住を進める上で、相談、また支援する窓口、そして地域との交流、イベントの開催、さらには地域での食堂の運営、宿舍の運営等を行う第三セクターを設置して、そこで移住者が仕事をしながら生活して住んでいると。約20人の職員のうち半数以上がそういうふうに移住者が仕事をしているというふうなことで、私どももやはり移住者を受け入れるためには、住む場所もですが、そういう職も仕事も関連が大きいなということを勉強してきました。やはり我々も岩泉町に置き換えても、住宅だけではなく、その移住する方々がこの岩泉に住んで、そして楽しみながら子供を育てる環境というのはとても大切であるなということを改めて実感したところでございます。

こういったことから、我々も今定住促進団地とか住宅リフォームの拡充等を行っておりますが、やはり移住される方を受け入れるためには、住宅だけではなくて、そういう仕事もセットで岩泉を楽しんでもらいながら、生活する受皿、やはり町としても検討していかなければならないなというふうに今現在も実感しているところでございます。

具体的に、この七ヶ宿町の20年住んで無償で譲渡するという部分、大いに参考となる内容ではありますが、先ほど言った仕事の面等も合わせながら、町でこれまでも進めておりますが、議論を深めながら、どの施策が一番定住、人口減少対策に結びつく住宅施策になるのか、ここは再度また役場内でも十分議論を深めながら、必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 10番、どうぞ。

○10番（三田地和彦君） ありがとうございます。この答弁書の最後のほうにも、引き続き検討を進めながらと、あとは前にも検討してということでしたが、私が質問してからでももうかなりの年数がたっているものですから、その結果が全然見えないという意

味で今度もまた再度やりました。ただ、今回で私はこの住宅の関係は諦めようかと思っていました。というのは、もう資料も提供したし、これ以上しゃべって分からなければ、職員の人たちもかなりまず悩んだかなとは考えております。

ということで、この間行ったとき、去年の10月だか11月に岩泉町役場の方も来ましたよと言われたのです。ああ、そうでしたかということで私も来ました。その中で、この住宅の関係を進めている場所に、やはり私が前に質問したときは、町の方の答弁で、個人で住宅をやっている、貸し付けている人もあるというふうな答弁をいただきました。個人の問題もあるということで。ただ、この七ヶ宿町では、場所をもう御覧になったかと思うのですが、今度私は写真も撮ってきました。個人で経営している住宅と、それから町でやっている住宅と、本当の隣り合わせなのです。そういうこともあるものですから、やはりやるとおりは町のほうでもこれは頑張ってもらわないと駄目だなと。

というのは、昔は岩泉町の、それこそ岩泉だけでも7,000人の住民がおったわけです。明治乳業もあって、その明治乳業が去ってからこういうような減少が急激に起きてきました。小川地区に対しては、炭鉱の関係で住民がおったということ、これで人口が減ってきたわけなのです。これからそれを考えて、何とかこれを住民を増やさなければ、もうこのままにしておくのか。しておくのかと言えば、ちょっとむっとくる、担当課としてもあるかもしれませんが、やっていることは認めますけれども、減る対策のほうで、何事もそうなのですけれども、普通商品でも3割引きというのはあったのですが、人口が減が69.19%なのです。現在残っている人が30.81%。かなり恐ろしいことなのです。

ですから、一日も早く、こういうようにトップの方もおります。若い人たちも加えて、課長さん、それからいろんな方たちを、これから若い人たちも各課にはおると思います。この声も庁舎内には放送されているかもしれませんが、これはいいことだと思うのです。ただ、私が言っていることだけが私がいいと思っていません。確かに七ヶ宿町の条件から見れば、土地の取得の関係、あとは財源の関係ということで、1,238人の人口なのですけれども、あそこにはダムがあるのです。そして、あのダムから収入源は多く来ているのかなと私は感じてきました。そのダムからは、仙台あるいは白石、あとは近隣の町に水を供給しているということですから、この財源はあるのかなと。そこら辺まではちょ

っと聞こうと思ったのですが、職員の方もそこまでは知りませんでした。ただ、あとは年間の財源、私が町会議員になった頃は、岩泉町の財源は一般財源で88億円というような格好で、それで動いたわけなのですが、今は100億円を超えていて幸いなわけなのですが、これからは厳しく差が予想されます。特に、それこそ交付税等は人口減少のほうにも関わるものですから、本当は地方交付税を配付する国のほうには、やっぱり人口減少、減った分、かえって、今後の対策は地方からということは国でも言いました。地方からといっても、金がなければ地方は発展は無理だと思うのです。特に岩泉町は企業誘致もやっておりますけれども、なかなか多くならない。ですから、財源は本当に厳しいものですから、まず担当課の課長さんは、先ほど内容は分かりましたということで、財源確保はこれは大変厳しいこと、土地も本当に環境がいい場所もありました。見てきました。この当町は、土地のほうが大変、財源も厳しい、土地も厳しいと思いますが、そこら辺を何とか。私は小本地区におります。それから、あとは議員の人たちも各地区におりますから、各こういうところもありますよと、そこら辺を出していただいて、今度の住宅の対策、これが私が言っているものだけが100%いいことではございませんので、何とか知恵をいただいて、もう少し三上課長さんにはもう一回そこら辺も加えて答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） まずもって、人口減少対策、これはまさに岩泉町の最大の課題であり、同じ思いで今担当しております住宅部門、我々もどうやって有効活用するかというのは検討しているところです。昨年からですけれども、住宅リフォーム補助事業も、町外から移住されてくる方は加算金制度を設けて支援策を拡充するという新たな対策も取ったところでございますし、令和3年度に整備しました上町住宅につきましても、分譲した結果1区画3名の方が町外から入ってくるという、そういう移住部門についてもやはり成果は出ているのかなというふうに思っております。

我々としまでも、この七ヶ宿町の事業、そして新たな宅地分譲、さらには今後町内でも空き家の増加が見込まれますので、それをどう新たに使いたい人とマッチングしながら有効利用していくかというのもやはりこれから大きな課題であるというふうに認識しております。そういった中で、当然一定の事業をやる場合は必要な財源、お金という

ものは伴ってはきますけれども、やはりこれを先ほども前段で言いましたけれども、住むだけでなく、岩泉町で住んでもらって、永住してもらえる対策とすれば、住宅プラス仕事であったり、人との交流であったり、イベントを自分から運営する人であったりというやはりその長所、長所の部分あるかと思います。現時点で七ヶ宿町の事業を導入という部分までの明言というのはできませんけれども、やはり今後速やかにでき得る対策は進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 10番、どうぞ。

○10番（三田地和彦君） それで、最後のお願いになるわけですが、なぜ人口が減ったか、原因は私個人でこれは感じたのです。私のおやじは岩泉出身なものですから、それこそ明治乳業があったり、小川炭鉱があったり、本当ににぎわった町だったのです。これをおやじに言ったのです。このままいくと岩泉町は駄目になりますと私は言ったのですが、何だと言われたのですが、借家にいる方が多いと。明治乳業に勤めている人たちなんか借家が多かったのです。これを考えると、土地を持てば仕方がなくこの岩泉町に定住しなければならないという意識が湧いてくるのだけれども、というのは、私はおやじが小本に行ってから、自分の家がなかったのです。そして、あれは昭和何年だったかな、私が小学校の5年頃だったか、大火に遭いました。そのとき、借家で火災があったものだから、おふくろの実家に住んだのです。そのとき住んでいて、仮に住んだ人間がちょっと元気がよかったものだから、その家のおやじに、「このばか和彦は出てけ」と言われたのです。だから、でもこの住宅にはかなり固執しました。ようし、分かっている。私は立派な家を建てるぞとやって建てましたけれども、津波にやられたのですが、そういう意思で、住宅というのはかなり私は意識がありました。というのは、津波過ぎ、家も、それこそ補助事業をいただいて建てました。支援をいただいて、住宅の関係で。建てて、そのとき小本によりやく土地も親戚等から協力いただいて、土地も住宅も建てて、今借金でもってやっていますけれども、それぐらい住宅には私は固執している人間なものですから、そういうことを考えた、今空き家バンクとかいろいろ答弁をいただきました。それが、その住んだ人が将来自分のものになるかどうかなのです。それを何とか考えた対策をしていただきたい。自分の言葉で言って、ちょっと恥をさらすような格好なのですが、とはいえ、やはり自分の家があって、土地があれば、息子さんも来てくれるかも

分かりません。ただ、この間の津波で私の家族はみんな逃げていけました。カルガモの親子みたいに母ちゃんが先頭になって内陸に行きましたので、そこら辺はちょっと余談になるわけなのですが、人口減少の一躍を担っているのですけれども、恥ずかしい話なのですけれども、やっぱりその当時はまだ家も、自分のものが土地もなかったということなのです。

ですから、本当に何とかそこら辺も考えて、そして前のお願いのときも言ったのですが、奥さんをお願いいたくても、なかなか彼女があつて実家に連れてきてみて、一晩泊まって帰った人、あとはもうその日のうちに帰った人の話も私は聞きました。ですから、住宅は何とか、それこそ結婚適齢期の人たちもこの住宅の内容に交えた対策を考えていただきたいというのが私のお願いだったのです。そこら辺も考えて、取りあえず課長さんもなかなか同じ答弁になると大変だと思いますので、もう答弁は今回は要りません、この住宅に関しては。何とか考えて、人口減少対策を皆さんで考えていただきたい。これのお願いでございます。

あとは、後半の災害対策については、ほとんど答弁のとおり、まずやっていただくこと、これは本当は住宅対策の私はメインに取ったのですけれども、もう私の考え以上に答弁をしていただきました。そして、今回の補正予算でも決めていただいたということで、まず。

それで、あとはお願いがあるのですが、災害当時、私は、すごい台風が、あれは19年だったかにあつて、災害活動しました。そのとき、気をつけていただくのは、やはり増水当時、俺宮本まで歩いてきたのです。どんな状況だかということで。そのとき、2日後でしたか。皮膚病になってしまったのです。1週間以上かかりました、治すのに。ということは、災害増水当時は、今はいろんな薬品を使っているということでございますので、そこら辺も素肌を出して救助活動とか災害活動はやらないように。一般の土建屋さんもそうなのですが、消防署員の方もほとんど、全部なのですが、素肌を出してやっている人はございません。ですから、そういうふうな関係で、そういう面に対しても、救助活動するといっても、何とかそういうことも皆さんに教えていただいて、本当に大変でした。目が見えないくらい顔も膨れ上がって、ということで、この災害救助に当たっても注意をしながらやっていただくことの知らせを皆さんに指導して、救助とかいろ

んな活動するようにご指導お願いします。これに対しての、後半のほうの答弁は要りません。本当に皆さんがあまりにも災害に慣れ過ぎたのか分かりませんが、津波からいろいろたくさんありました。そういうふうな格好で、迅速に対応していただくことをお願いして、質問の一端を終わらせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで10番、三田地和彦さんの質問を終わります。

次に、3番、畠山昌典さん、どうぞ。

〔3番 畠山昌典君登壇〕

○3番（畠山昌典君） 3番、畠山昌典です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

台風10号豪雨災害から7年が経過し、被災河川の改修工事も終盤に差しかかっています。そんな中、8月中旬には小本地区が記録的な豪雨に見舞われ、自然の驚異を再認識させられました。来年度の工事完了まで事故なく作業できることを願いつつ、以下の2点につき質問します。

まず1つ目に、町のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について伺います。

令和2年12月、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

また、令和4年6月、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、このビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。

自治体においては、まずは自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められるとともに、DXを推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要だと示されています。このことは、岩泉町未来づくりプランにも明記されています。

現在、様々な場所でDXの推進が叫ばれており、その言葉を聞くことも多くなっ

ています。我が町におけるD Xの推進状況及び計画を伺います。

次に、短角牛の消費拡大、ブランド力向上について伺います。

日本短角種は、岩泉で交配したのが祖とされており、岩手県内で飼育、生産されたものは、特に「いわて短角和牛」として地域団体商標に登録されています。

岩泉町においても、べごっこフェスタ等を開催し、消費拡大やファン獲得のために様々な活動をされてきています。しかしながら、思うような効果が得られないまま今日に至っているように感じられます。

イベントの開催やイベントへの出店を通じて、いわずみ短角牛を多くの皆様に知ってもらい、ブランド化を図っていったいはいかがでしょうか。町では、ご当地グルメの推進として、マツタケやホルモン鍋を民間業者や商工会と連動してP Rを行ってきており、そのノウハウを持っています。

現在、地域おこし協力隊で、短角牛串の販売を通していわずみ短角牛の魅力を発信しているメンバーがいます。その活動を活発化させることで、短角牛の飼育、生産にまで波及させられれば、1次産業の活性化にもつながると思われませんが、町長の所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、畠山昌典議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、自治体D Xについてであります。議員ご案内のとおり、この取組はデジタル技術やデータ、A Iなどを活用し、「町民の皆様の利便性の向上と、業務効率化による行政サービスのさらなる向上」を実現することが目的であり、「岩泉町未来づくりプラン」にも位置づけているところであります。

本町におけるD Xの推進状況であります。本年度から各課横断のプロジェクトチームとワーキンググループを発足したところであり、現在国などが主催をするD X関連の説明会や研修会への参加、先進地視察などを行い、組織内における職員意識の醸成、研さんに努めているところであります。

また、地域活性化起業人制度を活用して、外部人材をアドバイザーとしてお迎えをし、

他市町村の事例等も研究をしながら、導入の可能性について検討しているところであり
ます。

これまで実施したD Xの具体的事例といたしましては、龍泉洞入洞料金のキャッシュ
レス決済や、議会のペーパーレス化、A Iを活用した会議録の作成などがあります。

次に、D Xを推進するための計画であります。現在、令和6年度から8年度までの
3か年を計画期間とした「岩泉町D X推進全体方針」を作成中であり、本町に適したD
Xについて、費用対効果など多角的に調査研究をし、まずは実施できる分野から導入を
図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、いわいずみ短角牛のP Rについてであります。いわいずみ短角牛の知名度の
向上と高付加価値化による生産者所得の向上や地域経済の活性化を図るため、これまで
さいたま生協との産直、会員制による販売、盛岡市内でのレストラン大地の運営、さら
にはスローフードへの登録や加工品、駅弁の開発販売など積極的に取り組んできたところ
であります。

さいたま生協との産直は、年間300頭余りの出荷頭数でありましたが、輸入自由化によ
る消費者ニーズの多様化などによって、平成15年をもって終了としており、その後、岩
泉産業開発のミート工房を流通の主体とし、流通先の開拓と低需要部位の商品化に取り
組んできたところであります。

現在は、生産者及び肥育頭数とも年々減少しており、昨年度は町内の肥育農家3戸が
出荷した89頭のうち22頭を岩泉ホールディングスが販売をしております。

このような現状を踏まえ、いわいずみ短角牛は消費者との密接なつながりによる
ファンづくりを重視をし、特定の場所で特定の消費者へ確実に届けていくことが本町
の身の丈に合った持続性が高い取組にもなるものと、このようにも考えております。

短角牛の流通において、低需要部位の販売が課題の一つとなっておりますが、現在地
域おこし協力隊が取り組んでおります短角牛串焼きは、岩泉ホールディングスから低需
要部位を仕入れて加工し、年間約20か所のイベントに参加をして販売しております。こ
のことに、岩泉ホールディングスの低需要部位の牛肉在庫が解消されているとも伺
っていることから、実効ある取組であると、このように認識をしております。

町といたしましては、希少ないいわいずみ短角牛が、この地域でしか食べることができ

ない魅力的な食材の一つとして提供できるよう、地域おこし協力隊や岩泉ホールディングス等と情報交換をし、課題を共有しながら今後の地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えており、その中でさらなる差別化、ブランド力向上についても議論をしてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） 3番、再質問ありませんか。どうぞ。

○3番（畠山昌典君） 答弁ありがとうございます。最初DXのほうを再質問させていただきますけれども、今回この質問をする理由というか、きっかけになったのが、町民の方から、コンビニでのマイナンバーカードを利用した住民票等の証明書を岩泉町では発行しないのかと、そういったサービスはしていないのですかということは何人かの方に聞かれたのがきっかけでした。まず最初に、そういったコンビニでの証明書等の配付というか、取れるようなシステムを県内の市町村ではどのくらいの市町村が導入しているのか、そのところ把握していれば、その数をお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 山岸知成町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

県内33市町村中18市町村では既に導入してございます。管内では、宮古市、山田町が導入しているという状況になっております。

○議長（菊地弘巳君） 3番、どうぞ。

○3番（畠山昌典君） そうすると、半数以上のところが既に導入済みということで、例えば導入にかかる費用というか、イニシャルコスト、あるいは年間か月か分からないのですけれども、継続してそのサービスを提供するためのランニングコスト等分かっているならば、その金額もお示してください。

○議長（菊地弘巳君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

他市町村等を聞き取りした結果で、ちょっと粗い試算にはなってしまいますけれども、導入の経費としましては2,400万円程度。それから、ランニングコスト、年間の維持費用は年間400万円程度。それから、先ほど導入経費2,400万円と申し上げましたが、大体このうち2分の1は、しっかり手続をすれば補助金の交付は望めそうだというよう

な状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 3番、どうぞ。

○3番（畠山昌典君） そこまで試算したりとかしているということは、検討されていると思うのですけれども、現在町では導入に関しては、やる方向で話が進んでいるのか、あるいはそうではないのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、今までも当然検討はしてきたわけですが、先ほどの金額を逆に申し上げますと、導入時点で1,200万円の単独費がかかりますし、毎年400万円の単独費。手数料収入というのは出てくるわけですが、ほかの市町村に聞きますと、数万円であるとか、そういった金額で、丸々と言えましょうになるかもしれませんが、大体こういった金額が自主財源の中から負担しなければならないというところで、なかなか実現まで至らなかったというのが実態でございます。これについては、当然やめるという決断をしたわけではなくて、継続して検討していくわけですが、先ほど町長のほうからご答弁申し上げましたプロジェクトチーム及びワーキンググループの中で継続して検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 3番、どうぞ。

○3番（畠山昌典君） 確かに結構お金がかかる事業なのだと思います。費用対効果のほうを考えると、恐らくこのサービスを実施しても、ではそのサービスを利用する方が町民で何人いるのかという話になってくるかと思います。ただ一方では、私が前段申し上げました、岩泉ではやらないのですかというふうな質問があったとおり、ほかではやっているのに岩泉町ではやらないのかという、先ほども同僚議員が話をした人口減少にストップをかける、移住者とか定住者を増やしていくというふうなことを今大変な課題になっているわけなのですけれども、岩泉町のイメージダウンにつながりかねないかと私は危惧しているのですが、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、この事業については、何を判断基準にするのかというところは確かに大きいか

と思います。費用対効果を判断基準にするのか、そうではなくて、周辺の関係の方からとも言われたとおり岩泉では使えないというようなことで、岩泉の魅力づくりにつなげて考えるのか、そういったところがあるかと思います。そういったところについては、プロジェクトチーム及びワーキンググループの中で、そういったことも含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 3 番。

○3 番（畠山昌典君） まさしくそのとおりだと思います。費用対効果のことを考える、あるいはイメージ的なことを考える。そして、何より大事なのは住民の皆さんとの情報の共有だったりとか、あるいはこういうサービスは必要だ、あるいは必要でないというところの、そういった思惑の共有も必要だと思いますので、ぜひこれからはいろいろな場所で議論して決定していってもらいたいなというふうに思っております。

答弁の中にもあったのですけれども、議会でのペーパーレス化ということが書いてありました。庁舎内でのペーパーレス化というのは現在進んでいるのかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） ご質問のありました庁舎内のペーパーレス化、私どもが入った若い頃は本当にペーパー部分、紙の部分でしたけれども、今現在は1人1台端末のほうが入りまして、パソコンのほうが入りまして、前まで紙で行っていた事務がかなり電子化にはなってはきております。そのために、一応ペーパー、紙のほうの量は幾らか減っているのかと思いますが、ただ事務的な部分でもかなり事務量も増えて、そこまで、減った分がまた増えているような形もございますので、そういった努力のほうは今後も努めていかなければならない部分でございます。

また、最近岩手県庁の取組の中でも、今部署を絞ってモデル的にパソコンのほうはもうノートで持ち歩いて、会議の際もそれで、パソコンの確認しながらとか、また電子決済のほうを進めたり、そういったモデル事業に取り組んでいるところがございます。ですので、我々のほうも、そういった県内でも先進的に取り組んでいる事例、そちらをまず研究しながら、それを取り入れながら、トップにはいかないまでも、周回遅れにならないように情報収集をしながら研究してまいりたいと。その部分が先ほど答弁申し上げ

ましたプロジェクトチーム、ワーキングチームの中でも、ちょうど今がD Xの変換期になっていますので、そういった部分に後れを取らないように何とか研究等を進めていきたいと思っています。

○議長（菊地弘巳君） 3 番。

○3 番（畠山昌典君） ありがとうございます。ぜひ進めていってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、D Xといいますと、先般当町でもコロナ禍でリモートワークがよほどやってきた経緯があると思うのですが、コロナ禍が終わり、今はまた増えていますけれども、通常業務になったときも、そのリモートワークというものをこれから増やしていくのか、その辺のところはどういうふうなお考えを持っていますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） リモートワークに関しましても、今回の新型コロナの感染症での事務への取組と部分、やはり大きな見直しなり、事務の進め方を少し考えていかなければならないという機会にはなってございましたので、先ほど議員からお話がありましたとおり、今現在も感染している職員等も出ておりますので、今でもリモートワークのほうは活用してございましたので、今後もその辺をまたメリット、デメリットも研究しながら、事務のほうには生かしてまいりたいと思っています。

○議長（菊地弘巳君） 3 番。

○3 番（畠山昌典君） ぜひそういった働き方改革にもつながることだと思いますので、これからも。ただ、そうはいつでもリモートワークが可能な部署と、そうでない部署とか、結構いろいろあると思いますので、町に即したそういったD X化というものを推進していってほしいなと思います。

総務省のホームページでも、全国的にいろんなところで様々な、例えば書かないワンストップ窓口とか、マイナンバーカードを活用したそういった窓口、あるいは電子契約システムの導入による印紙代とか郵送費、人件費の削減とか、いろんなことを各自治体で考えながら、このD Xの推進をしていると思います。ぜひ答弁にもあったプロジェクトチーム、ワーキンググループで、いろんな活発な話し合いをして、町に適したD Xの推進をよろしくお願いいたします。

次に、短角牛のイメージアップ、PR、販売促進に係る再質問ですけれども、数年前、結構前にべごっこフェスタというイベントを通してたくさんの人が集まって、そこで短角牛を食べる、そしてPRするというふうなイベントをしていました。旧山形村でも年間通してそういった短角牛を食べてもらうイベントというのが結構あるように私は感じています。岩泉では、そういったものの復活というか、そういったことは現在は考えていないのでしょうか。伺います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

おでんせ・べごっこフェスタの復活についての再質問でございますが、おでんせ・べごっこフェスタにつきましては、平成28年の台風10号災害が、開催できずに、その後開催がされてございません。実行委員会形式で組織して開催してございましたけれども、組織についても解散という形を今しております。つきましては、今後のそれに代わるイベントの開催については担当課でも議論してございます。人的にかなり必要とするイベントでございますので、職員の仕事量のことも踏まえながら、何らかの形でイベント、牛肉なり畜産面に関するイベントを何とか実施していきたいなということで今検討している最中でございます。

○議長（菊地弘巳君） 3番。

○3番（畠山昌典君） ぜひ復活させてほしいなという思いはあるのですが、ただ課長おっしゃるとおり人員が多く必要だったりとか、いろんな開催に当たってはいろいろ越えなければならないハードルとかもあると思います。1つ、例えば龍泉洞まつりだったりとか、あるいはヨーグルト工場まつりとか、そういった今現在も既に集客力のあるイベントに合わせていわいずみ短角牛をPRする。今までも多分やっていると思うのですが、さらにPRする場を大きく持つとか、そういったことも必要かと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 短角牛のPR、魅力の発信という観点でご質問でございます。いろいろなイベントでの短角牛の宣伝につきましては、今回地域おこし協力隊の方の活動で牛串が、答弁にもございましたとおり、好評を得て低需要部位の解消につ

ながっているということで、これについては引き続き町のほうでもいろんな方々と情報共有して進めてまいりたい、支援してまいりたいなというふうに考えておりますし、その中でやはり町内での実施のイベントへのそういった方々の参加、あるいはいろんな形での支援を今後考えていきながら、交流人口の拡大という町の目標もございますので、それと併せてやはり地域の特産品の宣伝につながるような形での取組は同時に必要だろうなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 3番。

○3番（畠山昌典君） 私も今回短角牛のことをちょっとだけネットとかで調べて、黒毛和牛に比べて12種類のアミノ酸の含有量が1.5倍あるとか、中でもうまみ成分のグルタミン酸が2倍ある。あるいはオメガ3のアルファリノレン酸が1.3倍あるとか、ヘルシーでおいしいのが短角牛というのが、いろんなところでそういった宣伝がなされています。旧山形村の畜産農家さんの短角牛を使用した、岩手町で「ふがね」というお肉屋さんで作っているセシーナという生ハムが全国でも、あるいは世界でも非常に高い評価を得ているということで、非常にそういった面ではいわて短角牛のブランド力向上にすごく貢献しているのではないかなというふうに思っています。そういった方々と話をしても、岩泉も産地ですよねみたいな、一緒になって短角牛のブランド力を上げていきたいという思いもその人たちも持っているみたいですので、ぜひ岩泉にもすばらしい短角牛がいると思います。その頭数を上げることというのは、出口をいっぱいにすると恐らく肥育農家も頑張って肥育してくれるのではないかなというふうに思います。現在でもいろんな面でそういった下支えを役所としてもやっていると思いますけれども、さらにPRのほうにも力を入れて、1次産業の持続可能な産業の発展に向けて、私たちも微力ながら力になりたいと思っていますので、ぜひ町が一丸となってそういったPRに努めていかれるよう、これからもよろしく願いをいたしまして、本席からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで3番、畠山昌典さんの質問を終わります。

次に、8番、坂本昇さん、どうぞ。

〔8番 坂本 昇君登壇〕

○8番（坂本 昇君） 8番、坂本昇でございます。記録的な猛暑が続き、時折気象警報

が発表されるなど、町民の安全確保に気の休まらない中居町長はじめ、職員の皆様のご労苦に感謝申し上げながら、「防災気象情報の活用」と「一般社団法人岩泉町スポーツ協会との連携・協力」について質問いたします。

初めに、防災気象情報の活用についてであります。

3. 11東日本大震災、平成28年の台風10号、その後の令和元年台風19号豪雨災害、そして終息し切れない新型コロナウイルス感染症や異常気象による連続的な猛暑など、気の休まるいとまありません。今後も大雨、洪水、土砂崩れ、大雪など、住民の生活を脅かす災害がいつ発生するか分からない状況にあります。

先般、県町村議会議長会主催の夏季議員大学講座において、盛岡地方気象台の次長から、近年の大雨への備えとして、防災気象情報の活用について講義を受けてまいりました。その講義の中で、住民への啓発や認識の共有を図るべきと感じたことが2つありました。それは、「警戒レベル（避難情報）」と「顕著な大雨に関する気象情報」であります。

まず、警戒レベル（避難情報）は、災害発生の危険度と取るべき行動を住民が直感的に理解するための情報で、気象庁等から出される特別警報などに関連づけて自治体が発令します。特別警報等で警戒レベル5の緊急安全確保、土砂災害警戒情報等で警戒レベル4の避難指示となります。この情報が出るまでに、注意報等で警戒レベル2、警報等で警戒レベルが3といった情報が発信されます。この注意報、警報の段階で、住民が自主的に避難準備を整えるような、認識を共有した体制づくりを目指すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

また、昨今、異常気象により全国的に大災害が発生しております。顕著な大雨に関する気象情報は、非常に激しい雨が同じ場所で降り続き、大雨による災害発生の危険性が急激に高まっている状況を「線状降水帯」というキーワードを用いて解説する情報です。警戒レベル4以上の状況で発表されます。

このような気象庁が発信する防災気象情報の活用を住民へ啓発し、自主避難等の認識の共有を図り、対策を講ずべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

また、障がい者や高齢者の避難行動要支援者個別避難計画について、福祉事業所等に委託するなど対策を取っておりますが、その行動計画に基づいた誘導訓練など行われて

いるのかについてもお伺いします。

次に、一般社団法人岩泉町スポーツ協会との連携・協力についてであります。

同協会は、昨年法人化し、水泳大会やロードレース大会の主体的協力、高齢者層に人気の各地区での百歳体操の指導、そして子供たちの「ころがる教室」や各種スポーツ教室の開催など多岐にわたるスポーツ振興が期待されておりますが、法人化する以前と比べ、その活動の変化をどのように捉えているのか。また、体育施設の指定管理も考えられるところでありますが、その体制整備は行われているのかお伺いします。

先日、海洋センタープールに隣接したレクリエーション広場が芝生に整備され、開所式が開催されました。担当者や関係業者にご尽力いただき、一面のふかふかした芝生の上で、参加したいわいずみこども園の園児たちが安心、安全かつ自由に跳びはねる姿を目の当たりにして、感慨深いものがありました。待望していたレク広場の整備により、地域の方々や子供たちなど、より多くの方々に親しみ活用されるよう期待するものであります。

立派に完成した芝生の公園ですが、今後休憩用の椅子のあるあずまやや、冬場に利用できる雪遊び用スロープの設置などが必要と考えられますが、その計画があるかどうかについてもお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、防災気象情報の活用についてであります。議員ご案内のとおり、気象情報は災害発生の危険度を知らせるために気象庁から情報提供されており、大変重要な情報であります。

町においては、それを受け、さらには盛岡气象台や岩手県など関係機関から直接意見をお聞きしながら、高齢者等避難、避難指示など、町からの避難情報の発令を判断をしているところであります。

近年の大雨は、先般8月の小本地域のように、狭いエリアに集中するようなケースが多発する傾向にあり、また線状降水帯のように長時間にわたって雨雲が発生をし、大雨

が降り続くといった事象も多く見られるようになってきております。

このようなことから、広大な本町においては、地域により降雨の状況が大きく異なりますので、町民お一人お一人が気象情報を収集し、周囲の変化を捉えて自らが避難行動に結びつけるような意識を持つことが重要であると考えております。

また、本町においては、町独自の情報提供手段として、ぴーちゃんねっと、防災行政無線、ホームページ、登録制メールなどにより多様な情報発信をしておりますが、近年においてはテレビでも詳細な気象情報が出されるようになり、高齢者も情報を入手しやすい環境にあります。

これらの情報を受け、どのタイミングでどのような避難行動を起こすべきなのかが大変重要になってきますので、自主防災協議会や防災士などとも連携をし、町民の皆様からもご理解をいただき、その行動に結びつけてもらえるような啓蒙活動を進めるとともに、出前講座を開催するなど、様々な機会を捉え、理解を深めてもらうよう引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

次に、顕著な大雨に関する気象情報であります。この情報は大雨による災害発生が懸念される場合に発表され、ご案内のとおり線状降水帯といった言葉を使って周知をされ、線状降水帯が発生している状況では、町からは大雨災害の危険性が迫っていることから、「警戒レベル5 緊急安全確保」という避難情報が発令される場合があります。これは、避難のために移動することが大変危険な状況でありますので、「今いるところが一番安全な場所で身の安全を守りましょう」という情報であり、できれば発生前の呼びかけが行われている段階で避難が完了していることが望ましいとされております。

気象情報の活用の啓発、認識の共有などにつきましては、現在も取り組んでおりますが、今後もさらに徹底をしてまいります。最終的には、「自分の命は自分で守る」という意識を持つことが最大の対策であると、このように認識をしておりますので、自分で判断や行動が取れない方への近助や共助も含め、町民の皆様と認識の共有を強化をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、早期避難によって安全が確保される確率が高まりますので、気象情報の理解と、いち早い避難行動について正しく理解いただけるよう、今後ますます徹底をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひ

ます。

次に、避難行動要支援者個別避難計画についてであります。現在避難行動に支援が必要な方々の情報を避難行動要支援者名簿としてまとめ、一人一人の避難のための個別避難計画の策定を進めております。

策定に当たっては、町で直接訪問しているほか、町社会福祉協議会、NPO法人クチュエカ、ふれんどりー岩泉などに計画策定支援の業務を委託をしております。

昨年度の進捗は36%となっておりますが、個人情報の取扱いや、1人に対して支援者2人を確保しなければならないなどの課題から、厳しい進捗となっている状況にあります。

一方では、昨年度も小川地区自主防災協議会で、避難行動に車が必要な人の情報を地域で共有し、避難所までの避難支援を行う訓練を実施しており、この地域主体の誘導訓練を町全体に広げ、さらに個別避難計画と地域情報を照らし合わせ、一人も取り残さないようにさらなる訓練を実施をしてまいりたいと、このように考えております。

個別避難計画は、頻発する大規模災害の中、人命に関わる計画でもありますので、策定の進捗に向け鋭意努力をするとともに、状況の変化に合わせた見直しも併せて行っていきたいと、このように考えております。

なお、岩泉町スポーツ協会との連携、協力につきましては、教育長のほうから答弁を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） 次に、巖岩教育長、答弁願います。どうぞ。

〔教育長 巖岩千裕君登壇〕

○教育長（巖岩千裕君） 坂本議員には、本町の生涯学習、そして生涯スポーツの振興にいつもご指導、ご鞭撻いただき、本当に感謝しております。

岩泉町スポーツ協会との連携、協力についてであります。岩泉町スポーツ協会は昨年11月に組織体制の強化等による町民の体力や運動能力の向上、健康増進、スポーツ振興の取組などを充実、発展させることを目的に、岩泉町体育協会を法人化する形で設立されました。

本年度は、町のスポーツ振興を図るため、新たに「生涯スポーツ振興事業」を同協会が業務受託し、各種スポーツ教室や水泳大会など、幼少期から高齢者までスポーツに親

しむ機会を町民に広く提供しているところであります。

法人化1年目であり、大きな変化はまだ見えておりませんが、組織体制や事業推進の面では、地域おこし協力隊の中にいらっしゃる法人運営、法人設立の専門家を招いて自主研修を行うなど、積極性や自立意識が強化されてきているものと感じており、今後利用者のニーズを的確に捉えながら、さらなる事業展開が期待できるものと考えております。

また、体育施設の指定管理につきましては、指定管理更新のタイミングなども勘案しながら、体制整備のサポートを続けて、当該指定管理も対応できる組織となるよう支援してまいりたいと思っております。

レクリエーション広場につきましては、先月30日に一般開放したところであり、寄贈いただいた町産材の四、五人がけベンチが4台、1人がけベンチが10台設置されております。

今後の広場の整備計画であります。遊具等の構築物がなく自由に動き回ることで、できる広場も少なくなってきたり、希少な場所として極力現状のまま維持していきたいと考えておりますが、議員ご提案の内容も含め、利用者の皆様からのご意見をお聞きし、より親しみやすい施設となるよう努めてまいります。あと、芝生の部分には、できるだけ置かないようにしたいと思いますが、砂利のところには何か考えられるのかなということとは考えております。

以上で終わります。

○議長（菊地弘巳君） 8番、再質問ありませんか。どうぞ。

○8番（坂本 昇君） 詳細なご答弁ありがとうございました。いずれ防災気象情報については、私が質問する以上の答弁が内容的にはありまして、当然行政、それからこの議会、また防災士とか消防関係、この方々は数々の災害の体験から身についているような気がしています。ただ、高齢者とか、岩泉町は地域が広いために、一言に岩泉町の情報といっても、例えば東西であれば釜津田から小本まで、北であれば例えば大月峠から撰待川までというふうにあるので、そういうところについて、できるだけ一人でも、一人の犠牲者も出さないというふうなことで、このご答弁をいただいたような内容を今後的に啓蒙したり、お進めしていただくことを期待をするものであります。ぜひよろしく

お願いします。

それから、スポーツ協会との関係でございますが、スポーツ協会については町の人に笑顔と喜びと、それから予算をあまりかけなくても、既存の施設を利用しながら活性化が図っていただける分野の関係だと思っております。ですので、施設面での充実はあまり期待はできないとは思いますが、ただこの前の地域おこし協力隊の報告会を聞いていても、岩泉の木を使った雪板、これを上手に加工しながら、高齢者から子供まで平らなところでも、ちょっとした雪があれば、それで楽しんだり、健康なり、冬のイベントにも活用できるということで、とてもレクリエーション広場には適した内容であるなというふうにして報告を受けたところであります。ですので、猛暑に対応する、せめてあずまやと、それから芝には入らないけれども、周囲を活用したそういう地場産材を使った冬場の活用計画というものについてお考えがあるかどうか伺いたします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、巖岩教育長、答弁。

○教育長（巖岩千裕君） 坂本議員お考えのとおり、脇のところを利用しながら、芝生のところはやっぱり県北緑化さんに聞いても、やっぱりそのところで遊んだり、そういう雪山を作ったりというのはまずいという話を、芝生にとってはあまりいいことではないということでしたので、周りで何か遊べる、そして子供たちがお母さんと、お父さんとでもいいのですが、そういう仲よく遊べるところになればいいということで、雪板も活用し、そして小さな雪山でもいいと思いますし、何かかまくらとか、小さいかまくらとか、それこそあずまやとかというのも、その芝生外のところで建てられればいいかな。ただ、これはまだ私の考えなので、皆様にご意見いただきながらやっていきたいなと思います。今ベンチも完全に芝生外に出ていますので、そういうことで芝生は完全に子供たち、親子、そしてお年寄りも遊べる場所になっていると思いますので、そういう形でぜひ岩泉町民全員の憩いの場となるような芝生にしていければなと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） ぜひそのようになっていただきたいし、いただける施設だと思っています。

もう一つは、スポーツ協会との連携でございますが、せっかくあの施設の隣の海洋センターという施設に、スポーツ協会の方々も事務従事なりスポーツ振興に関わっておりますので、その施設とは別口というよりは、何か取り組んで、その他に今連携、協力という言葉を使わせていただきましたが、早い機会に目の届く範囲にプールがあり、芝生があり、それから冬の遊び場があるということなので、スポーツ協会にとっても活動の場にはなるのではないかなというふうに考えますので、そのことについては今後ぜひ検討して続けていただきたいということをご期待申し上げまして、質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで8番、坂本昇さんの質問を終わります。

次に、4番、畠山和英さん、どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） 質問に先立ち、日本列島は台風などの豪雨により全国各地で大災害に見舞われています。本町でも8月13日からの大雨により、小本地域などで災害が発生しました。甚大な被害に見舞われました皆様に心からお見舞いを申し上げます。とともに、早期の復旧が図られるよう願っています。

それでは、質問に入ります。初めに、国県道整備促進に向けた町の支援体制について伺います。

道路などインフラの整備に際しては、用地の確保が前提となります。特に相続登記の未登記の箇所がある場合には、取得交渉に長い期間を要し、用地取得が難しくなるなど、道路改良整備が困難になる場合があります。

さきに町議会一般質問などで、「町としても道路整備を図るため事業推進の支援体制を執るべきではないか」と取り上げてきましたが、「県が行う用地取得は県にだけ任せるのではなく、町でもできる限り交渉等協力をしていく」と答弁をいただいています。

国道340号、県道大川松草線など幹線道路の今後の整備事業化を図るため、町に用地係を設置し、担当者を配置するなどして支援体制を整え、取り組んではいかがでしょうか。

町としても、県土木センターと協議の上、連携、分担して用地調査や用地交渉を進めるなど整備促進につなげるべきと考えます。町長の所見を伺います。

次に、安全で快適な道路の環境維持整備について伺います。

過日、町議会産業常任委員会では、「町内県道整備促進住民総決起大会」に先駆けて、

町内県道の踏査を行いました。その中で、各委員からは「県道大川松草線は特に幅員が狭く、急カーブの連続のみならず、立木や草木が道路沿いに生い茂り、空がこれほど見えない路線は珍しい。県道の中でも未改良区間が多く、一番整備が遅れている路線」などの声が上がりました。

これら未改良区間の道路は、早期整備が図られるよう要望活動などに町を挙げて取り組んでいるところですが、現実的には道路改良整備には長い年月を要し、すぐには整備が進まないのもそのとおりです。そうした中であって、整備が図られるまでの間は、安全で快適に走行することができるように既設道路の適切な維持管理を図ってほしいと願います。そこで、次の4つの事項について伺います。

1つ目は、道路沿いの立木の伐採であります。道路沿いの立木の伐採は、適切で快適な道路の維持を図るために、道路の管理上はもとより、防災上、雇用上の観点からも早急に取り組むべき課題であります。今のままでは進みません。町が主体となって県との協議を進め、県道を含め、道路沿いやのり面などにある立木の計画的な伐採を進めてはいかがでしょうか。

2つ目は、草木の刈り払い、低木の枝払いであります。未整備区間の多い狭隘な道路は、草木に覆われると走行幅員がますます狭くなります。道路は、刈り払い、枝払いの早期実施をするとともに、場所によっては年2回の刈取りを実施できないか伺います。

県管理の道路についても、同様に適切な維持管理が図られるよう毎年度土木センターと協議、要請をして進めるべきであります。いかがでしょうか。

3つ目は、路面舗装補修事業の促進であります。町、県管理を問わず、道路舗装路面は経年劣化や復旧復興工事に伴う大型車両の通行などから穴が空き、凸凹になったままのところなど走行しにくい道路が各所に見られます。町民等からも、これらの改善、補修を強く望む声が多く寄せられます。県等への道路舗装改修事業の実施の働きかけや、補修改善に向けた活動状況と今後の事業促進への取組を伺います。

4つ目は、道路トンネル内の安全設備の設置であります。道路トンネル内には、路端や道路の線形等を明示するための視線誘導標が大体は設置されています。しかしながら、設置されていないところや汚れなどから機能していないところもあります。道路トンネルなど道路を安全かつ快適に走行するためには、備え付けることが必要です。お金もそ

んなにかからないと思われまので、設置や国県道への設置要望を進めるべきですが、どのように対処するお考えか伺います。

3点目は、河川内の立木伐採撤去について伺います。

本町全域に未曾有の被害をもたらした平成28年台風10号では、河川内の立木の流出も大きな問題となりました。河川改修が進められ、立木が少なくなっている箇所も見られますが、未改修区間などではまだ残っているところが多くあります。

先に取り上げました道路沿いの立木伐採と同様に計画的な伐採撤去を図るべきですが、まず町管理河川についてはどう進めようとしているのか、町長の考えをお伺いします。

また、県管理の小本川水系大川は、道路維持管理と同様に県と協議の上、伐採撤去を図るべきであります、どう進めるお考えか伺います。

4点目は、町地域公共交通計画の策定について伺います。

町ホームページに、「町地域公共交通計画策定業務委託」に係る公募の実施が載っていました。既に業務委託契約を交わしたかと思いますが、次の5つの事項について伺います。

1つ目は、応募の状況、契約の相手、契約採用された提案書の概要をお示し願います。

2つ目は、町としては発注するに際して、地域公共交通の現状とその課題、対応をどのように捉えているのでしょうか。

3つ目は、現状の交通体系をどのように見直し、公共交通網の構築を図ろうとしているのでしょうか。

4つ目は、おおかわむら地域振興協議会で運行する交通空白地有償運送事業、いわゆる「コミタク」を岩泉の中心部まで運行してほしいとの声があります。地域からの要望をぜひ実現してほしいと思いますが、障壁があれば乗り越えて可能となるように取り組むべきです。町長の見解をお伺いします。

5つ目は、スクールバスへの住民の混乗であります。令和5年度予算ベースで、公共交通関係バス経費は、バス購入費を除き6,700万円余り、スクールバス等通学運行経費は1億2,200万円余りとなっています。経費節減や利便性の向上、高齢者等住民と小中学生とが触れ合う場を確保する観点からも、実施する時期に来ていると思います。混乗の実施に向けて計画すべきと考えますが、いかがか伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国県道整備促進に向けた町の支援体制についてであります。国道等の用地取得に関しましては、これまでも県との協議等を踏まえ、用地交渉に同行するなど、協力をしながら対応しているところであります。

ご質問のありました用地係あるいは担当者の配置につきましては、県とも意見交換をしながら、その必要性について検討してまいりたいと考えておりますが、町としまして、今後町道開設事業などを進める上で重要な役割を担うこととなりますので、これは慎重に対応してまいりたいと、このように思っております。

次に、道路の環境維持整備について4項目のご質問がありましたので、順にご答弁を申し上げます。

まず、1点目の道路沿いの立木伐採についてであります。安全な通行を確保するため、毎年通行の妨げとなる立木や枝の伐採等、地権者の同意を得ながら対応しております。

岩泉土木センターで管理している国道等の支障木の伐採につきましても、町と同様に対応をいただいているものと、このように認識をしておりますが、今後におきましては年度ごとの伐採区間を示すよう要請するなど、安全な通行の確保が図られるよう情報の共有を密にしながら、それぞれの道路管理者において適切な道路環境を維持してまいりたいと考えております。

次に、2点目の道路沿いの草木の刈り払いについてであります。現在、町管理道路の草刈りは自治会等に122路線を委託をしているほか、直営による草刈りを行うなど、安全な道路環境の維持に努めているところであります。

草刈り作業は、年1回を基本としてはおりますが、現地の状況も確認をしながら、明らかに通行に支障となる場合は、直営による作業で対応してまいりたいと、このように考えております。

また、県管理道路につきましても、町と同様の対応をしていただいているものと認識

をしておりますので、町といたしましても、必要に応じ県に協議、要請をしてみたいと思います。

次に、3点目の路面舗装補修事業の促進についてであります。町道の補修はもとより、国県道の損傷状況についても把握できた時点で、随時修繕対応を要請しております。

特にも、昨今凍結や融解による道路損傷が顕著に見られますことから、本年度実施をした県要望の「国道455号の整備促進」や「国道340号及び県道大川松草線の整備促進」の項目の中にも、新たに路盤改良を含む抜本的な舗装修繕の実施についても要望をしたところであります。

また、町内3地区の道路整備促進期成同盟会の県要望におきましても、町内県道等の舗装の全面修繕を早急に実施することを要望したところであり、今後におきましても機会あるごとに道路の実情を訴え、早期の道路改良につながるよう要望を継続してみたいと考えております。

次に、4点目の道路トンネル内の安全装置の設置についてであります。町管理道路のトンネルについては、照明設備や視線誘導標を設置し、安全対策を講じております。

現在、視線誘導標が設置されていない、あるいは機能していないトンネルも確認されてございますので、速やかに対応してみたいと考えております。

また、県管理道路トンネルへの視線誘導標の設置につきましても強く要望してみたいと、このように考えております。

次に、河川内の立木伐採撤去についてであります。定期的なパトロールを行い、倒木のおそれがある立木や通行に支障のある立木につきましても、計画的に伐採を進めてまいります。

県管理河川の大川の立木伐採につきましても、現在岩泉土木センターにおいて、管理河川内の支障木の洗い出し作業を行っていると同っておりますことから、引き続き計画的な伐採について要請をしてみたいと考えております。

次に、町地域公共交通計画の策定について、5項目のご質問がありましたので、順にご答弁を申し上げます。

まず1点目についてであります。応募者は、アジア航測株式会社盛岡支店1社で、プロポーザルコンペを行った結果に基づき契約を締結しております。

提案書の概要につきましては、町民や岩泉高校通学生へのアンケート調査や、運行事業者へのヒアリング調査を実施し、公共交通に対するニーズと移動サービスの提供体制、町の財政負担などの課題を整理し、計画の基本方針等を策定の上、具体的な施策へとつなげていくものであります。

2点目の地域公共交通の現状と課題、その対応についてであります。人口減少に伴い、バス等の公共交通の利用者は減少傾向にあり、町民バスの運行補助は、運賃収入の減少や燃料高騰などにより増加傾向にありますことから、限られた財源の中で地域の暮らしを支える移動手段を確保するために、効率的で効果的な公共交通体系を構築する必要があるものと捉えております。

3点目の現状の交通体系の見直し及び公共交通網の構築につきましては、今回の計画策定に当たり、改めて町民バス、地域振興協議会で運行する二次交通など、全ての交通体系を整理し、町民アンケートや交通事業者へのヒアリング等を基に、町民の利便性の向上と財政負担の軽減を図ってまいりたいと、このように考えております。

4点目のおおかわむら地域振興協議会で運行しておりますコミュニティタクシーの町内中心部への延伸につきましては、民間のタクシー事業者等との調整も必要となりますことから、町地域公共交通協議会でも議論を重ね、関係事業者とも協議を進めながら、今回の計画策定と並行して検討してまいりたいと考えております。

5点目のスクールバスへの町民の混乗についてであります。町民の皆様の移動ニーズに応えるために、交通資源を有効活用するという観点では、研究の必要性を感じているところであります。

スクールバスの運行は、児童生徒の通学が最優先ではありますが、町民の皆様の利便性向上に向け、混乗についての法的な手続、運賃、利用方法等について、今回の計画策定と併せて総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、再質問はありませんか。どうぞ。

○4番（畠山和英君） 最初の用地係というか、担当者の設置についてであります。ご答弁ですと、慎重に対応ということがありますが、この答弁の前後を見ますと、どう解釈していいか。これは、やらないということではなくて、やるということで私取っ

てよろしいでしょうか。まず、そこをお答えください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（三上訓一君） ただいまの答弁の内容、慎重に対応してまいりたいという部分ですけれども、質問の中では、県道整備促進に向けた町の支援体制ということで、係なり担当者配置というふうな質問がありました。我々としては、当然県事業も協力体制をこれまで持ってきましたが、やはり町道の用地対策なり、今後進める道路整備事業における、用地に関する課題解決に向けた人員体制はやっぱり強化していかなければならないかなという認識の中で、やはりそういう町が当然積極的にやらなければならない事業については当然人員配置も進める中で、やはり県事業の中での単独での職員配置をも積極的にやるとかということではなくて、あくまでも町事業を最優先とした形の配置の中で、この県事業のほうも協力していく体制を取っていきたいということで、まずは町事業のほうを優先にする組織体制の強化を考えていきたいなというふうなことから答弁としております。

○議長（菊地弘巳君） 4 番。

○4 番（畠山和英君） 私の質問は、その趣旨でして、町も抱える用地の課題いっぱいあるわけですね。町道の未登記の問題、あるいは今度整備を予定がされている例えば川崎惣畑とかあるわけですので、それはそれでやっぱり担当する人が必要かなと、私も同じ考えでして、そして県の専門に支援するための人というか、あわせて、やっぱり県だけの事業だけやるということではなくて、同じ考えでの質問の趣旨でありました。でありますので、ぜひこれを置いて、それは中では、県のほうもやっぱり担当が中心になってやる、進めるということもあろうかと思っておりますので、それについては進めていただければなと思っておりますので、そうすれば慎重に対応というのは同じ考えということかなと思いますが、それでよろしいですか。

○議長（菊地弘巳君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 答えいたします。

今ご質問のあったとおり、町につきましては当然責任を持って町管理の道路の用地対策を進めていくと。それに合わせて、職員等を含め地域整備課のほうで県事業のほうにも協力していく体制を取っていきたいという答弁内容、同じになりますので、ご承知い

ただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） それぞれの課長、県土木との対応、課長とか総括室長とかいろいろあるとは思いますが、でもやっぱり担当がいて、窓口があってやったほうが、これが進むのかなと思ったりしていますので、よろしくお願いします。

それから、次の快適な道路の環境整備というか、安全な道路の維持なのですけども、立木の伐採であります。ご答弁ですと、毎年通行の妨げになる立木、枝の伐採で対応しておりますと。対応していると言うのですが、現状を見れば、まだまだいっぱいやるころはある。これは、通行に妨げとなる少ないものをやっているという趣旨に私取りましたけれども、いずれ立木伐採、これが課題、町の今の現状、細い道路を走ってくるには、例えば畜産の大型車、また木材を積んでいる大型車、上が枝に当たるのですよね。また、木も当たる。通常そうですし、空がまきに見えない道路がいっぱいある。これは、調査して、やっぱり抜本的にこれに取り組んでいかないと、いけばいいかなと思うのですが、分かります。ご答弁は、言われた声、住民からちょっと枝が、ここが支障があるよというふうなことのご答弁なのかなと私解しましたが、やっぱり県道を見ても、町道もそうですが、町道も枝払いなんかやっているのは見えますが、やっぱりこれは進めていってほしいなと思いますが、今残っているという認識の下に、いっぱいあるというふうな下のところでやってもらえればなと思いますが、これについてはいかがでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） ただいまの支障となる立木、枝等の伐採、こちらにつきましては今年度もそうなのですが、先ほど議員ご質問のとおり、特にも今大型車の通行に支障があるというふうな声を聞いておりまして、町管理分につきましても今年度可能な部分を伐採したというふうな実績。これまでも毎年やっているわけですが、そこにつきましては町管理部分であれば、それこそ木の根元から切るということは可能なわけですが、隣接者の方の土地からの立木につきましては、やはり隣接者から、所有者から了解をもらわなければ、なかなか切れないというのが現実です。ここ数年の中でも、やはり根元から切るということに対しては、なかなか了解いただけな

い。あくまでも通行に支障のある枝であればいいですよというふうな所有者の方が、大方の声としてあります。我々としてもそれ以上になりますと、当然お金をかけた補償というふうな部分が出てくるわけですが、やはりこれまでの流れで、何とか通行に支障のある部分については了解いただいて、そういう補償もない形で対応しているという現状、これからもそういう形が多いのかなと思って、やはり所有者からの了解がなかなか得づらいという状況もございますので、ここにつきましては毎年そういう部分、了解いただきながら、交通に支障がない道路環境は確保してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） 台風前に、年末年始に3日間か4日間停電になりました。町内、特に山間部がなりまして、それは立木が全部折れて倒れて、その道路が開かなかったということであります。また来ます、こういうことは。ですので、抜本的にやっぱり調査して、計画的に民地の、例えば県道、町道でもですが、道路部分は未改良の箇所はあまり幅員がないのです。民地だと思います。そこはやっぱり、あと今この場で深く中に入りませんが、例えば何メートルにわたって民地も購入して、林業事業体に頼んで、森林組合とかに頼んで、その場所によってはやっぱり伐採をしていくと。狭い道路のようなところも、そういうこともやっぱり町としても広く考えて、あるいは土木センターとも協議しながら進めていければいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。そういうことを進めていかないと、また大変なこともあるかなと思いますので、またどんどん今伸びて、1年でこんなに伸びますよね。もう空が見えない道路です。ですので、ぜひそこをご検討をお願いしたいなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） ご質問の道路敷の外側部分の立ち木の伐採ということで、その前の質問で、現状の対応策というのは取っております。今言われたとおり、例えば今後のそういう災害等の減少対策も含めて、民地分の補償も含めた事業推進という部分につきましては、やはり新たなお金のかかる部分もございます。さらに、それをやるにしても、町内の広い町道、農道、林道の優先度という部分もあると思いますので、ここにつきましてはちょっと今日のこの場で私が、というのは言えませんが、

やはり一つの課題ということで受け止めさせて、役場内で議論は深めさせてもらえればなというふうに思います。

○議長（菊地弘巳君） 4 番。

○4 番（畠山和英君） 調査をして、やっぱり優先度を見て、やっぱりここは早くやりたいなということで計画的にという趣旨での質問でありました。よろしくお願いします。

それから、舗装とか刈り払いについてはそのとおりですので、よろしくお願ひしたいと思いますが、安全装置、視線誘導灯、これについてはトンネルは一部設置がなくて、あと機能していないものがありますので、これはご答弁のとおりかなと思います。

あと、今質問に上げなかったのですが、道路トンネルでなくて、一般の道路も夜になればトンネルと同じでありまして、やっぱり視線誘導標が大体ついているのですが、大体壊れたりして機能していない道路が結構多いです。町道もそうですし、県道もそうです。というのは、ちょっと最近三陸道を通って、すごい快適で、それなりのお金もかけて整備になっているのですが、視線誘導灯がきれいに左右にあって、すごい走りやすいです。それを見まして、これはやっぱり一般道も、そこまでいなくても、やっぱりこれは道路の安全を考えれば必要なかなと思って、そのために多分県も町も管理者は設置しているのですが、それが点検がなされていないし、なくなっているところがいっぱいあるし、設置していないところもあります。ですので、やっぱり年に1回ぐらいは担当が見回って巡回しているかと思いますが、それについてもやっぱり設置していただければ、あと近場もちょっとなくなって、近場を走っても、宮古茂市間はきれいに設置されているのです。国道340に最近整備されたからいいのですが、岩泉に入るたびにないところが多いです。というふうなことでして、ぜひそれについても、道路についてもお考えいただければなと思いますが、むしろトンネルは一部分だけありますので、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） ご質問の道路上、道路幅のポール状の反射板のことになるかと思います。町道でも当然必要な場所につけてはおりますが、議員ご指摘の安全な通行を確保するためにはやはり必要という、同じ思いでの質問になりますけれども、特にもカーブ等がやはり必要な場所なのかなというふうに捉えております。トンネル同

様、ご質問のあったとおり、そういう優先すべき場所への設置というのは速やかに対応してまいりたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 4 番。

○4 番（畠山和英君） 河川内の立木伐採撤去に行きますけれども、これについてはご答弁のとおりかと思えます。私も土木センターに、地域住民の声を聞いていろいろお願いに行ったり、いろいろやっておりますが、やっぱり調査をしていただいて、これは河川、前回の台風でのこともありますし、これも時間がかかる、一気にいかない面はあろうかと思えますけれども、まずは現地を見て優先度を見ながらやっていただければと思います。

それでは次に、スクールバスとか公共交通に移ります。まず、スクールバスへの混乗でありますけれども、これは大変難しい面が、かなり難しい面もあろうかと思えますが、今計画、今回やるということですので、いろんな課題を洗い出しながら、ぜひできるものであれば進めていければなとも思いますが、ぜひこのところについての、課長と申しましょうか、再度ご答弁をいただければなと思えますが、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木隆幸教育委員会事務局総括室長、答弁。

○教育委員会事務局総括室長（佐々木隆幸君） スクールバスの混乗利用についてであります。スクールバスについては基本的に児童生徒が利用すべきものと考えていますし、また児童生徒のニーズを十分に満たすことが第一で優先されるのかなというふうに考えています。その上で、一般混乗するためには、まず保護者の意見等、学校の意見等も伺いながら調整する必要があります。また、国庫補助の要件もクリアしていく必要があるかと考えておりますので、ここにはちょっと時間を要すると思っておりますので、関係者とここは相談しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4 番。

○4 番（畠山和英君） ご答弁のとおりかと思えますが、例えば高校生と一緒にスクールバスに乗れないかなということもあるのですよね。これも一般として考えればとか、あるいは確かに今計画の年ですから、3月まで広く議論してもらって、やっぱり今のようなことも含めて、分かるのですよ、教育委員会の中にとってこれはやりたくない、や

れないと、分かるのです、私も。ぜひ、ですが、広く今回計画策定ですので、いろんな方面から議論して、PTAのこともありますし、またこれをやるに当たって、今の事業者、仕事を持っている人たちを、これをやっぱりなくするということは駄目なわけです。それも含めまして、かなり大きな、検討する事項はかなりいっぱいあるかなと思いますので、政策推進課がこれは全体的な総合交通の中でやるかと思いますので、議論を重ねてやっていただければと思います。

ちょっとだけ具体的なやつで、スクールバスの運行状況はどのようになっていますか。2台、3台連ねて走っているといろいろあるようですけれども、簡単に大まかでいいです。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木総括室長。

○教育委員会事務局総括室長（佐々木隆幸君） スクールバスの運行状況ですが、令和5年度で言いますと、まず直営で運行しているのが4コース、4ルートあります。それから、委託で運行しておりますのが全部で14コースございます。搭乗する児童生徒数ですが、直営のほうは43人、それから委託のほうは73人と、そういった規模になっております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 総体的に聞きましたが、例えば小学校ごと、中学校ごと、学校ごとで並んでくるとか、あとは数人に1人、2人、それで乗ってくるとか、そういうことを今お聞きしたわけでありますので、そういうこともあるようには聞いておりますが、そこらも含めて今後計画の中で十分話し合って策定していただければと思います。

それで、最後のほうになりますが、町の公共交通の策定に関して、前もちょっと触れたことがありますけれども、大きな問題は、路線バスの早坂高原線と宮古小本線、例えば早坂高原線、これについては国県補助金が入っているわけですが、これについての平均乗車密度とか最低輸送料とか補助条件があるようでありますので、そのところ、これがなくならないように乗車、みんなで乗る運動もしなければ、岩泉線みたいになりますので、乗る運動もしなければならないのかなと思います。この状況と、やっぱり今後のこれをなくしたら岩泉町が大変ですので、3,000万円弱のJRの早坂線は多

分かっているかと思いますが、ぜひそのところについてのお考えをお答えしていただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員のほうからお話のありました早坂高原線、それから宮古小本線、こちらが広域路線として今運行しております。こちらについては要件を、今のところ緩和要件であったり、様々な中で国県の補助金で運行しておりまして、町のほうでは負担がないという状況で今はやっております。ただ、やはり乗車人数は減ってきておりまして、このままですと要件を割ってしまうというような状況があるために、統一要望の中で、この件につきましても緩和要件を継続するでありますとか、そういったところを国、県のほうに強く要望しております。こちらについては、今後も引き続き継続して運行していただかなければならない場所がございますので、町のほうでも要望も含め、あと乗車の運動とか様々な努力をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4 番。

○4 番（畠山和英君） もう一点、岩泉茂市線、J R の代替バス、今これは岩泉から押角を通りまして、和井内を通って宮古、前は茂市までだったのですが、それを宮古病院まで運行していただいています。すごく住民は喜んでます。それで、また町内の開業医というか、医院がいっぱいあって、そこに行っている方もかなりいるようでして、できればそこに乗り降りをできないかなという声がいっぱいあります。ぜひこれを今度の計画、最後の協議会で決定になると思いますが、その前の時点ですり合わせていただいて、運行业者あるいは関係者等に要望というか、話し合ってもらって、ぜひこの路線上で降りられるところがあれば、医院を全部回るというのは無理ではありますが、多分運行コースの中でバス停で降りられるかというふうなところもあるやに聞いてもおります。ぜひ町でも、地域の町の、大川の地域振興協議会でも住民の声を受けて、やっぱり町にも今度はいろいろ岩泉までの、先ほどの延伸含めてお話があるかと思いますが、やっぱりそこを町としても関係者に働きかけて、これがぜひ実現するようにしていただきたいなと思って、これは一般質問の項目に入れたかったのですが、多

分これはかなり難しいかなと思って、医院がいっぱいありますので挙げなかった。これについても、ぜひこれは実現してほしいなと思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 1点目のＪＲの代替バスなのですが、こちらのほうはＪＲ岩泉線、鉄道のほうが廃止になってから、ＪＲさんのほうで代替バスで１日４往復運行していただいております。そのうちの１往復が茂市ではなくて、そのまま延長して宮古病院まで行っていただいております。こちらの途中のやはり宮古市内のところで降りたいという、そういった地域の方のニーズというのはお伝えいたしまして、それでバス運行事業者さん、それからＪＲのほうともいろいろ協議をしてみたいと、そこは考えております。皆さんの利便性を考えて、できる限りのところはやっていただけるようお願いはしてみたいと思っております。

あともう一つ、大川のタクシーなのなのですが、こちらのほう地域で運行しております、今は落合までなのなのですが、それを町内まで延長したいというご要望がございました。こちらについては、今年度計画策定と併せましてバス事業者さんと協議をする予定にしております。陸運のほうからも町内のバス事業者さん、タクシー事業者さんと協議をした上で、可能であればこれはできるのではないかというお話もありますので、継続して協議をしてみたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） ４番、どうぞ。

○４番（畠山和英君） ぜひお願いします。今の岩泉茂市線、ＪＲの代替バスですが、これも先ほどの早坂高原線と一緒にして、やっぱり乗る人が少なければＪＲ東日本盛岡支社はいろいろ考えてくるのかなと思ったりして、そうなるは大変ですので、何とか乗車も図っていかねばならないかなと思っています。そうすれば、便利な、各開業医まで行って降りることになればみんなにＰＲして、何ばかでもまたこれが乗ってもらえるようにできればなと私も思っております。ぜひこれを、ＪＲ代替バスが、岩泉線がなくなったときも大変でしたが、このＪＲ代替バスがなくなれば、今この話を本当はできないのですが、その話はないわけですので、ならないようにやっぱりやっていかなければならないと思います。そこらのことも含めまして、もしご答弁ありましたらよ

ろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今のＪＲの代替バス、それから先ほど出ました広域バス、これらは皆さんの足の確保として必要な部分でございます。今年度公共交通の計画を策定する中で、こういったものも全ていろんな公共交通機関、タクシーも含めありますので、先ほどのスクールバスの件もそうです。全部をもう一度精査して、皆さんのご意見も聞きながらつくっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） これで畠山和英さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 ３時１６分）

令和 5 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 2 号 ）						
招 集 年 月 日	令和 5 年 8 月 2 9 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令和 5 年 9 月 1 5 日 午前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令和 5 年 9 月 1 5 日 午前 1 1 時 3 9 分				
出席及び欠席議員 出席 1 3 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 已	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	8 番	坂 本 昇	9 番	早 川 ケン子
	1 0 番	三田地 和 彦		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教育委員会 事務局総括室長	佐々木 隆 幸		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 5 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 5 年 9 月 1 5 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、千葉泰彦さん、どうぞ。

〔1番 千葉泰彦君登壇〕

○1番（千葉泰彦君） 1番、千葉泰彦です。本年5月8日に新型コロナウイルス感染症は2類相当感染症から5類感染症へと変更され、地域の会合や催しも以前に戻っています。しかしながら、ハローワーク宮古の有効求人倍率は、6月0.78と、ここ数か月連続で昨年対比割れし、復興工事も終盤で、地域経済に陰りが出ているように見えます。そういった状況を踏まえ、通告に基づき地域活性化に関連し、以下の2点について一般質問を行います。

1つ、地域おこし協力隊のさらなる活躍について。

現在岩泉町では、各分野で県内有数の地域おこし協力隊員が活躍し、町の活力になろうとしています。他方、地域おこし協力隊を受け入れた自治体ではトラブルも出ています。トラブルを撮影した動画が468万回再生されるような事案もあります。これでは地域の魅力を拡大するどころか、逆に汚名を広めかねません。本町が今後起き得る問題を未然に防止し、地域おこし協力隊員の一層の活躍を期して、以下に質問します。

現在の募集案件数、隊員活動数、活動概況について改めて説明をしてください。募集

案件は大きく2種類あります。1つは任期限定、つまり3年間で課題解決し、隊員のキャリアアップにつながる案件。もう一つは、任期終了後に定住してもらう案件です。キャリアアップ案件、定住案件のそれぞれを企画立案する際に、特に配慮している点を回答ください。

また、地域おこし協力隊員に対する本町としての今後の方針と期待についてお答えください。

2つ、岩泉ホールディングス株式会社の自立について。既に申し上げたとおり、本町、宮古管内の経済状況は厳しさを増しています。本町は、お盆期間中の大雨により、盛況だった龍泉洞の客足が滞り、周辺事業者に厳しい夏となっています。

岩泉町の厳しい経済環境にあって、岩泉ホールディングス株式会社だけは破竹の勢いです。昨年度の年間売上は20億円を超え、最近も岩泉ヨーグルトの生産供給が間に合わないほどの受注と伺っています。

第三セクターの岩泉ホールディングス株式会社は、既に自立に足る十分な実力があると認識しています。その対応に当局職員が増員されていますが、本町では他に多くの課題があり限られた体制であれば、より効率的な業務運営が必要ではないでしょうか。民間は育て任せ、行政は必要な政策の実行に集中すべきです。

以上の認識を踏まえ、岩泉ホールディングス株式会社及び第三セクターに関して、以下に質問します。

1つ、岩泉ホールディングス株式会社は、経営の独自性、自立性を確保すべきです。よって、本町の出資比率を第三セクターの基準である25%まで引き下げるべきだと考えますが、出資比率に対する本町の考えを回答ください。

2つ、今期、岩泉ホールディングス株式会社の子会社である株式会社岩泉総合観光、株主総会岩泉きのこ産業の役員が増強されました。農林水産課、経済観光交流課の両課長を取締役にする理由は何でしょうか。独自性、自立性を確保する観点からは無用の措置と思います。それとも、岩泉ホールディングス株式会社及び子会社からの要請に基づいて、一般職である課長が取締役に就任したのでしょうか。ご回答ください。

以上、本席からの質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1 番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、現在の地域おこし協力隊の募集案件数、活動隊員数、活動概況についてであります。現在26の募集案件となっており、その半数が1次産業に関連をするものであります。9月1日現在の活動隊員数は22名で、農林業、福祉、子育てなど、各分野において町の課題解決と活性化のために活動をいただいているところであります。また、隊員を卒業してからも本町に定住していただいている方は10名おり、任期途中で退任した方は3名となっております。

次に、募集案件の企画立案時に特に配慮している点であります。キャリアアップ案件につきましては、3年間で町が求める課題解決に向けたスケジュールを組むことはもとより、活動を通した課題解決を目指していく中で、任期満了後におきましても、本町に住み続けて活動が展開できるような、そういう提案もしているところであります。

定住案件につきましては、3年後も本町で活動を継続して生活を営んでいただくことを想定し、その活動を具体的にイメージするため、着任前から「おためしプログラム」による体験を通して理解を深めていただくよう企画実施をしているところであります。

今後の方針と期待についてであります。地域おこし協力隊の隊員の皆様には、引き続き活動に対するバックアップと定住化に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

また、隊員の皆様と町民の皆様の協働による地域活性化には大きな期待を寄せていることから、今後も引き続き地域おこし協力隊の募集を継続し、定住と併せ関係人口の拡大につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、岩泉ホールディングスに対する町の出資比率についてであります。現在岩泉ホールディングスの発行株式総数25万株中、22万9,122株を町が保有しており、持ち株比率は91.65%となっております。

町の出資比率につきましては、第三セクターのホールディングス化を進める以前からの経営改善の中で現在に至っているものであり、経営における財政的リスク等の的確な把握や経営悪化を防ぐための必要な措置であると捉えておりますので、出資比率を含めた町の関わりにつきましては、今後の研究課題であると、このように認識をしていると

ころであります。

次に、岩泉総合観光と岩泉きのこ産業への所管課長の取締役の就任についてであります。議員ご案内のとおり、本年5月の各社の総会におきまして、岩泉総合観光の取締役に経済観光交流課長、また岩泉きのこ産業の取締役に農林水産課長が就任をいたしました。第三セクター及びその100%子会社については、経営が著しく悪化した場合、将来に本町の財政運営に深刻な影響を及ぼすことが懸念されますことから、リスクの管理上の観点や情報共有の強化など、経営上の課題と問題に即時適切な対応を取れる体制を整えておくために両課長の取締役就任を進めたものであり、岩泉ホールディングス及び子会社からの要請があったものではございません。

今後におきましても、第三セクターの経営課題につきましては、成長発展及び岩泉ホールディングスを中心としたシナジー効果を高めるため、町といたしましても課題解決に向け鋭意努力をしまいたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、再質問はありませんか。はい、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） ただいまご回答いただきました。改めて申し上げますが、地域おこし協力隊員、あとは第三セクターいずれもかなりうまくいっていると。ただ、これから進めていくに当たってトラブルを少なくする、もしくはもっと活躍していただくためにご提言申し上げたいということでの質問だということを改めて申し上げます。

その上で、追加の質問をさせていただきます。様々な事業で募集をかけているわけですが、担当課では月に1度の面談をなさっているというふうに伺っています。各担当課、月1回の面談などを通じて受入れ側の問題ですとか、事業というか企画自体の問題ですとか、もしお感じになっているところがあれば、各課課長さんからご回答いただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） では、私から答弁させていただきます。

政策推進課におきましては、フリーテーマという形で受入れをしております。その中

で月1回ヒアリングをいたしまして、皆様からいろんなご意見、それからお困り事等を聞いております。その中で、住宅関係等の問題もちょっとあつたりはします。そういったものは、即対応できる分はしております。

あとは、事業をしていく中で、協働しながら地域おこし協力隊であつたり町内の方々とかやれないかというようなご意見もあつて、そういったところはいろいろつないだり、自ら地域おこし協力隊同士でやられている方もおります。あと皆さんがいろんな事業をする中で、PRであつたりプロモーション、こういったところをいろいろ懸念されているということもございまして、自らSNSを使ってユーチューブであるとかいろんな発信はしておりますけれども、我々のほうでもできる範囲で発信をしたり、あと今までやった中であれば、ふるさと納税の返礼品でギョーザなど、そういったものを出していたりというようなこともしております。

あと今後におきましては、会社の設立等をお考えの方がございまして、既に株主会社を設立してやられている方もございますし、これから会社を立ち上げるというような予定もありまして、そういったものをご相談に乗っているというようなところでございます。

あと受入れ課でいいますと、農林水産課、それから経済観光交流課、あとは教育委員会、町民課、健康推進課というところがございまして、順次答弁をさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） では、佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農林水産課のほうから協力隊との面談時の内容について若干申し上げたいと思います。

当課におきましては、主にワサビの栽培の協力隊の方々が多くおります。その方々のやはり将来的な経営の在り方をサポートできるようにという方で面談はしてございますけれども、本人の課題の把握ということをまず捉えながら進めている状況にございます。町といたしましては、3年間の中でスキルを磨いていただくために、栽培農家の皆さんへの現地での実習、スキルのアップ、そして座学として農業関係のスキル、例えば土壌ですとか、農薬関係ですとか、経営関係の目標ですとか、そういった関係の座学のほうも展開していきたいなど。これについては、今年度から新たに取組を付け加えたという

内容になってございます。

これまで通して大きな課題としましては、やはり4年後の自分の営農できる農地、畑、林地の確保というのが皆さんの大きな課題ということになってございます。これについては、随時意見交換しながら、情報提供しながら、現地も一緒に回りながらやってございますし、また地域の皆様もそれ相応のサポートをしていただいている状況にございますので、いい形で現時点では進んでいるのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） それでは次に、佐々木章経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

経済観光交流課では、2名の隊員を受け入れております。1名の方は、既に会社を立ち上げておまして、その方とは今後岩泉町で観光産業を実現していくための相談、それからフィールドの提供など、そういった面を相談に乗ったり支援しているところでございます。

もう一人の方は、大学卒業後就任といったこともありまして、いろいろ自分が進めたいこと、それから町の課題とのマッチングというところで軌道修正もかけながら、相談に乗っているという内容でございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 次に、山岸知成町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

町民課では、今現在1名の方が町内の福祉事業所に所属しながら、農園づくりとか障がい者をテーマに活動していただいているところです。今現在2年目ですけれども、活動当初は、あそこの福祉事業所で人員等がうまく回らない、不足していたというようなところもあって、なかなか思うような活動ができなかったところもあったようだけれども、現在では少しずつ落ちついて業務を進めておまして、最近では先日の発表会とか、そこでもお話がありましたけれども、新たな取組とかそういったものも考えているというようなところでご報告をいただいているところです。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） それでは次に、三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 健康推進課です。健康推進課では、保育士の不足という現状から、昨年度地域おこし協力隊といたしまして、「保育し隊」というふうなメニューとして募集をしておりました。その結果1名の方が手を挙げていただきまして、現在はいわいずみこども園に配属させていただきまして、保育をお願いしているという状況でございます。ご本人さんの希望もありまして、いろいろな夢に向かって進んでいきたいという希望もありまして、スキルアップ、キャリアアップを含めながら、今後自分の進む道を模索しながら、保育の道に進むのかというふうなところも含めまして、岩泉町で最低1年、2年、3年というふうな形で保育をしながら、自分のあるべき姿を模索したいというところのお考えもあるようでございます。現在1名をお受けしております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） では次に、巖岩教育長。

○教育長（巖岩千裕君） 教育委員会では、2名の地域おこし協力隊員に来ていただいております。地域とのトラブルということも出ましたが、地域とトラブルだけではなくて融合していくため、そして連携していくために地域に入って、今住んでいただいておりますし、消防団員等に入っておりますし、一緒に活動していただいております。そこから今様々な事業を進めるために、1人のほうは廃校利用、学校の近くの住んでいるところから、その学校を自分の工場としていろんなものを作り上げていくところから進めていくところを今模索し、進めているところでありますし、もう一名のほうは害獣駆除の部分と、そこからもできればジビエの可能性も探っていきたいということで、関係各課と連携を深め、そして様々今研修を深めて、いろいろなところに情報を聞いて回ったり、そして研修も受けたりして、徐々に頑張っているところであります。そういう状況です。

○議長（菊地弘巳君） 1番、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） ただいま様々な取組の状況をご説明いただきましたが、その中で課題もあろうかと思ってお伺いしていたのですけれども、その課題について、政策推進課が中心になるのかなと思いますが、全庁共通で討議している分ですとか、検討している内容があればお答えください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 全体的な話で言いますと、来月も地域おこし協力隊の皆さんに集まっていただいて、いろんな様々な議論ご意見をいただくのですけれども、やはり3年後の経営というか、起業というか、こういったところかと思います。例えばワサビであれば、その収納であったり圃場の整備であったり、自分がここに住んでいくに当たっては、どういった形でやっていくかというところの模索という部分が一番大きいかなと。それは、地域おこし協力隊同士で解決しながらやっている方もございますが、町のほうで支援できる部分があれば、それは町のほうでいろんなアドバイスをしたりつないだりというような形がメインかなと思います。

○議長（菊地弘巳君） 1番、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） 今政策推進課長からご答弁あったとおり、任期終了後にいかに自立をしていくのかということが非常に重要だなというふうに思っています。そういう認識の下、先日の地域おこし協力隊の活動報告会では、売上目標はありますかということで、前半で報告いただいた方にお尋ねしました。お一方ですか、やっぱりこれぐらいないと生活が厳しいとっていて、今その目標値に対しておよそ半分ぐらいはめどが立っているけれども、あと半分どうやって上積みするのかというのが自分にとっての課題ですと言えたのは1人だけだったのです。厳しいご質問ですねということで、司会の方から言われたのですけれども、飯をここで食べ続けるために地域おこし協力隊になるので、それは当然のことかなというふうに思っています。地域おこし協力隊の方たちは、事業計画というのは立てることになっているのですか。立てなければいけないですか、例えばそれは1年目にまず売上目標は定めるですとか、そういった地域おこし協力隊の活動ロードマップのような3年間の過ごし方みたいなものがあるのかどうか、お答えください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域おこし協力隊の受入れについては、来ていただく当初には、やはり3年後を目指して、3年終わったときには、ぜひ岩泉町民となって、ここでいろいろ生活をしていただきたいですよというお話の中でいろんな面接をさせていただいております。その後3年間については、これは皆さんご自身の活動の中でいろ

いろいろ模索していく部分はございますけれども、その中で1つは、岩手県のほうで開催している起業家のほうの経営の研修というものもございまして、そちらのほうにも参加をしていただける方は参加をしていただいたり、あとは有料の研修もあるのですけれども、そういったものをしてしながら経営計画を立てていくと。その中で、先ほど各課からありましたように、ヒアリングをしながら、では事業計画、これをどういうふうにして持っていくのだというふうなお話はそれぞれでしていると思います。

最終的なところというのは、皆さんそれぞれの生活の中で、では3年終わった後に、今の皆さんが地域おこし協力隊の制度の中で受けている所得と比べてどれぐらいで岩泉町で暮らせるかというのは、皆さんそれぞれかと思しますので、その中で残って食べていけるような形、あとは協力していくような形、会社に勤めるという方もございますし、いろんなパターンはあるかと思うので、それはその3年間の中でやはり詰めていくという形になっていると思います。

○議長（菊地弘巳君） 1番、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） 各課からのご説明でもそうですし、答弁自体もそうですが、個々にご対応を丁寧にしていただいているというのは認識しています。ただ、今ここまで人員が増えてきている中で、カリキュラム的に組んだほうがロスが少ないのだろうということも一方で思っているところです。

この間の発表会の中でも、私前半で中座いたしましたけれども、畑わさび、電子機械、地域農園、民具ですとか、多岐にわたる内容固有のそれぞれ必要なもの、技術技能については非常に頑張って習得されているようでしたけれども、経営管理に必要な技術技能というのは抜けているのかなと。ああやって現場で実習することが経費の計算につながっていないというのは、非常にもったいないなというふうに思ったわけです。実際の作業も丁寧に習得しようということでおやりになっていますが、それが生きていく上でどれぐらいの費用と時間がかかることになっているのかという換算がなされないのであれば、厳しい言い方すると、子供というか、遊んでいるということにしかならないのだろうと。それを貨幣換算することで、初めて経営になっていくのだろうなというふうに思ったところですが、そういった経営管理に必要な技能、県のものあるということで、自主性を重んじて、行きたい人が行ける状況にしているという今のお話かなと思うのです。

が、診断をするのですとか、教育するためのカリキュラムを組むといったようなお考えはないでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員のご質問の中の趣旨とすれば、地域おこし協力隊の方々がしっかり経営をして、4年後もこちらに住んでいただきたいという趣旨の下にいろいろご指導いただいているかと思います。

実際地域おこし協力隊、この3年間でかなり増えてきておりまして、我々としてもそれを求めてやってきております。今度は令和6年度から8年度までの3年間で19人という多くの方が卒業するというような、やはり入ってくる方が多いので、その後は卒業も多くなると。そこで、先ほど言った県の研修というものもある程度決まった中での話になりますので、そういった数多くの方がこれから卒業することになれば、先ほどあったような、皆さんがやりたいものに対してどういった経営計画を立ててやっていくのか、どういうふうにして売り先であったり、収入、支出、こういった計算をしていくのかというのは出てくると思いますので、今KEEN ALLIANCEさんのほうに、民間のほうに業務を委託しながらフォローアップしていただいておりますので、その中でこういった経営の部分というのも、起業に向けた研修というものをプログラムとして組むというのは、これは可能性あると思いますので、早速その辺はいろいろと我々のほうでも検討してみたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 1番、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） ぜひお願いしたいと思います。幾つか民間の事業というか、業態として町を活性化していくのに欠くことのできないもので、当本町にないものがあるかと思うのですが、創業支援とか経営コンサルタントの類いも、これまで外部の資源に依存してきたかなと思っていますけれども、せっかくですので、KEEN ALLIANCEさんがそこまでやろうとするかどうかは分かりませんが、地域の方がそういった事業というか、ノウハウを持てるようにということも想定しながら育てていただきたいなというふうに思います。

募集案件の立案をする際に、先ほど政策推進課の課長からそれぞれ生活に必要な、岩泉町に残って生活をするのに必要な金額というのは人それぞれだろうとは思っているこ

とはありましたけれども、募集案件を立案するに当たって、任期満了後、どれぐらいの所得が見込めれば募集案件にするのですとか、それはちょっと内容としては重要だけでも、所得の見通しが立つ内容ではないので、募集案件にはしないといった内部の規定ですとか、何となくの合意でもあればお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 面接の際には、プレゼンという形で皆さんからいただいておりますが、その中で皆様が求めるものというのはご提案はいただきます。ただ、審査の対象として、これ以上の所得を見込めるものでなければ駄目ですよというような、そういった制約はつけておりません。まず、地域おこし協力隊ということで岩泉に来ていただく方々が、企業の受入れもありますけれども、自ら岩泉町に来て、いろんなことをやって、ここで生きていきたいという気持ちの中で、それがやはり人それぞれというところはあると思います。今200万円の分にプラス補助金を入れて480万円、300万円に180万円で480万円という形でやってもらっていますけれども、そこまでを求めるか、それ以上を求めるか、これは私どものほうでここというボーダーラインというのを引いているわけではございません。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 例えば畑わさび日本一の隊員の方たちであれば、やることが確定している内容だと思うのです。そうしますと、例えば事業所得が隊員と同等ということであれば、最低線を受入れ側の準備として480万円に設定して、そうすると反収が幾らだと隊員1人受け入れるに当たって何ヘクタールの場所を確保しないと隊員が受け入れられないといったような逆算といいますか、準備は当然なるだろうというふうに思うのです。ほかに、例えば企業で受け入れている場合がありますけれども、受け入れる場合には任期終了後、もし継続して雇用したいというのであれば、「最低でも300万円は確保してもらわないと報酬が下がることになりますけれども、大丈夫ですか」といったような、事業をする前の確認が必要だろうというふうに思うのですけれども、そういったことがなされているのかどうか、改めて伺います。

○議長（菊地弘巳君） ワサビについては水産課長、いいですか。

それでは、佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 地域おこし協力隊、ワサビの関係につきましては、4年目を迎えた際の経営目標として、ワサビ栽培面積を1ヘクタールという形で皆様のほうには面談の際にお伝えしながら、それに向けた取組をしていこうという形で進んでございます。なお、ワサビの方々におかれましては、個々の皆様でいろいろと考えるようです。例えばワサビの農閑期におきましては、副業として有害駆除、ハンターの取組を並行して行いたいとか、あるいは農泊とかグリーンツーリズムのほうも取り組んでいきたいとか、こういった、中にはジビエのほうの研究もしていきたいとかというふうな形で、この3年間、あるいは4年後を見据えて、そちらのほうの研究のほうもしながら、トータルでこの地域で定住を見据えた中での戦略、考え方を深めているのかなというふうに感じているところです。

○議長（菊地弘巳君） 次に、佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 企業の受入れの関係でございますけれども、今は地域おこし協力隊ということで、そういった収入の分はあります。この後、やはりそこで必要だという人材であれば、それは企業側のほうでやはり雇っていただいて、それ相応の部分も捻出するような経営で考えていただかなければ。売上げ等については、企業側のほうの様々な計算はあると思いますので、それは当然我々のほうでもぜひ残っていただきたいという気持ちの中で、そこは企業側とも話はしていきたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 1番。

○1番（千葉泰彦君） 現在ですと、地域おこし協力隊に行きたいですと言えば、適宜面接を受けて、よければ本町に赴任してということで、これまでのお話は個々の事案に対して個別に適宜対応していますということが全体感だったかなと思うのですが、私といたしましては、ここまでやってきて培ったノウハウを事業企画としてきちんと定期定量でやっていって、効率のいいやり方をしていかないと、ちょっと地域おこし協力隊の数が逐次投入みたいな状況になっているので、受入れ課での対応ですとか、なかなかやりきれない局面に向かっていくのではないかなということを察知しての質問だということでご了解いただければと思います。

ですので、これまで個々に対応してきたことをタイミングを決めるですとか、企画に置き換えるですとか、そういったことをしていく中で、受入れ課の負担もそうですし、

隊員の戸惑いもそうですし、より効果的な事業にしていくなためにご検討いただきたいと
いうことの趣旨をお伝えして、こちらについての追加の質問は以上とさせていただきます
す。

続きまして、第三セクターについてです。答弁の中では、危機を回避するために投入
しますということでお話を、答弁をいただいています、今こういう状況だとか、これ
がこういうふうになっているので、ちょっと大変だとかといったようなことは、通常の
コミュニケーションの中で補われるべき内容かなというふうに思って聞いたところでは
けれども、特に町長におかれましては、代表権も持っているわけですから、そういった
コミュニケーションが、担当課の課長になるかならないかではなくて、当たり前になさ
れているべきかなというふうに思ったところではけれども、そこをして担当課長が取締
役になるということなのですが、具体的な役割はどういったところになるのか、ご回答
ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 農林水産課長がきのこ産業、それから経済観光交流課
長が総合観光という形で取締役になったわけではけれども、これについては、やはりリ
スク管理というところは、これまでも当然町長は代表権がある会長で、ホールディング
スの会長で、それは意見交換という部分はこれまでもあるわけではけれども、さらにこ
れまで以上ということでございます。それは、やはりすぐに、即いろんな対応をしな
ければならない部分とかございますので、例えばホールディングスの社長と代表権のあ
る町長で、2人での意見交換というのは、これはあるわけなのではけれども、それ以上
にやはり現場のほうで即対応しなければならない分、こういったリスク管理の部分はや
はりやっていくべきだろうということで強化したというところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 岩泉きのこ産業へは、職員も1人出向ということではよろしいです
か、出向しているかと思うのですが。答弁の中でもそうでしたが、担当課長を取締役に
することは、特に要請を受けて、それに対応したということではないということだった
のですが、岩泉きのこ産業への職員の派遣も要請ではないということなのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 答弁の中の三セクホールディングスからの要請ではないという部分は答弁しておりますけれども、これは当然代表権のある会長と代表権のあるホールディングスの社長、この2人で協議をした中でございますので、例えばこっちのほうが押しつけというような形でやったものでは全くございませんし、いろんな岩泉きのご産業の経営を見ている中でも、そういった協議の中で、やはりちょっと強化をしてこのところは乗り切らなければならないなという中で、ホールディングスのほうと町と協力してやったということでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 重ねてお尋ねしますが、岩泉きのご産業さん、岩泉総合観光さんは、経営上非常に大変な状況にあって、立て直しの最中かなと思っているのですが、そういうところでも岩泉ホールディングス株式会社が強烈なリーダーシップを持って立て直しを図る姿が理想だなというふうに思っているのですが、陣頭指揮は岩泉ホールディングス株式会社さんが経営再建に向けて取っているということでしょうか。確認です。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） ホールディングス設立当時の、これはこういうところをやっていきましょうというところですので、今議員がおっしゃったような。きのご産業にも、ホールディングスからは人的派遣を今年度やっております。総合観光のほうでも人員の分の人件費という部分ではホールディングスのほうから2人分を、8割ですけれども、捻出しております。その経営の中には、ホールディングスの社長も、当然100%子会社ですので、そちらの取締役にも入っております、我々と一緒にそこのはやっていると。どちらかといえばホールディングスも、そこは力を入れなければならないというつもりで、そういった人的、人件費的な部分もフォローしているということでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番、どうぞ。

○1 番（千葉泰彦君） 一般質問の繰り返しになりますが、未来づくりプランの中では、本町の職員現状の体制で300を超える事業を展開しますということで計画化されています。非常に困難な内容になっているなというふうに思うわけですが、岩泉ホールディングス

さんを育てる意味でも、協議の上でということは必要だとは思いますが、やっぱりもっともっと任せてもっと活躍していただけるようにということだと思いますし、300の事業をどういうふうにやっていくのかということに当局職員は集中していただいて、何とかこの少子高齢化ですとか、大変な局面を一丸となって乗り越えていただくような采配、人員の資源の配置をしていただくことをお願いして、私からの質問を終わります。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） これで1番、千葉泰彦さんの質問を終わります。

次に、7番、林崎寛次郎さん、どうぞ。

〔7番 林崎寛次郎君登壇〕

○7番（林崎寛次郎君） 7番、林崎寛次郎でございます。町民の切実な要求、町政の重要課題について質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症が町内でも増えているようです。この点について質問をします。新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5月8日から5類に移行し、感染対策は個人や事業所、団体等の判断に委ねることが基本となりました。そのような中であって、コロナ5類移行後は外出の制限もなく、陽性の無症状の方がマスクなしで買物に出かけたり、あるいは少々の体調不良を押して仕事や旅行などに出かける方が少なからずいることが予想されます。そのため、誰でも知らないうちにコロナ感染者と接触するリスクが高くなっており、このような状況の中で新型コロナ第9波と呼ばれる事態となっています。

今の町のコロナ感染者の実態、それから入院患者、死亡者、クラスターの発生、それらについての状況はどうなっているのか伺います。また、新型コロナ感染症に係る国、県及び市町村の支援措置は、縮小もしくは打切りの方向となっているように感じざるを得ませんが、本町ではどのようなになっているのか伺います。

さらに、新型コロナウイルスは依然として感染力が強いことから、これからも感染予防等に関する行政支援は必要と考えますが、その認識はどうか伺います。

コロナ禍の下、町には令和2年度から地方創生臨時交付金が交付され、それを活用して緊急、重要な事業を展開してきました。今ガソリンなどや電気料金をはじめとする物価高騰の中で、事業者の経営、町民の暮らし向きは悪化しています。岩手県の中小企業

者等事業継続緊急支援金第2弾が申請受付期限11月30日でスタートしています。内容は、第1弾とほぼ同じですが、主な支給要件は令和5年4月から令和5年9月までの期間のうち、いずれか一月の売上げが平成31年4月から令和4年9月までの中の任意の年の同月比で20%以上減少していて、かつ売上げ減少した月に事業のために支払ったエネルギーの単価が令和3年同月の単価よりも増加していることなどです。

そこで、第1弾のときには盛岡市や宮古市などでは県事業に市独自で上乗せしました。第2弾に当たり、本町独自で上乗せをすることを検討すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、物価高騰による負担増、そしてこれからも続く想定される物価高騰が町民生活に及ぼす影響は計り知れません。国や県の対策を踏まえて、物価高騰対策臨時給付金の検討を進める際には、所得300万円未満の世帯も対象にすべきだと思います。「頑張って稼いでも税金や保険料を払って手元に残る生活費は本当に少ない。それなのに、非課税じゃないからと言われて給付金がもらえないのはつらい」、「課税世帯にも給付金を」という声が聞かれます。これに応えるべきだと思います。町長の考えを伺います。

本席からの質問は、以上です。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、現在の町内の新型コロナウイルス感染者の実態であります。ご案内のとおり5類感染症への移行に伴い、患者数の把握方法が全数把握から指定された医療機関における1週間ごとの定点把握となり、詳細な人数等の把握はできていない状況となっております。なお、8月28日から9月3日までの1週間では、宮古管内の感染状況は一定点当たり33.00人となっております。

入院患者につきましては、9月に入り済生会岩泉病院に複数名が入院をしたと伺っており、死亡者につきましては把握することが困難な状況にありますので、ご理解を賜りたいと思います。

クラスターの発生状況につきましては、お盆明け以降、感染者が徐々に増加したことに伴い、介護施設やこども園での発生を確認しているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る支援措置の状況につきましては、これまで国の交付金等を財源に適時適切に感染対策を講じてきたところでありますが、感染対策に対する交付金の配分がなくなったことや、感染症法上の位置づけも5類へ移行となったことも踏まえ、家庭や事業所などにおける感染対策を基本とし、町民お一人お一人が高い意識で感染対策を励行していただくようお願いをしているところであります。

今後の感染状況は、予断を許さないところではありますが、さらなる感染拡大などの状況が生じた場合には、国や県の動向を注視しながら、町民の皆様の健康を守るための対策を講じていく必要があるものと考えております。

次に、物価高騰における中小事業者への支援についてお答えをいたします。議員ご案内のとおり、エネルギー価格高騰の影響を受けている中小事業者向けに、令和5年度の岩手県中小企業者等事業継続緊急支援金の申請受付が8月7日から始まっており、岩泉商工会での受付や町のホームページでも町内事業者向けに周知を図っております。

ガソリンの高騰は、原油価格の高騰と円安進行に加え、政府が価格抑制のための補助を段階的に縮小していることが影響しておりますが、先般国においては9月7日から段階的に補助の拡充を継続し、年末まで支援を延長することを発表したところであります。

今後も町内中小事業者の動向を注視してまいります。燃油や電気料の高騰は全国的なものでもありますので、引き続き抜本的な対策や財源の確保など、国等へ強く要望をしたいと思います。

最後に、物価高騰における町民への支援についてであります。これまでも国や県の施策に併せ、住民税非課税世帯に対する給付や高齢者や障害者等に対する福祉灯油事業など、物価高騰に伴う様々な支援策を講じてきたところであります。また、昨年度におきましては、町独自の支援策として非課税世帯とともに住民税均等割のみ課税世帯にも対象を拡大し、1世帯当たり5万円の給付金を支給してまいりました。

今後とも国、県における物価高騰対策の動向を注視しながら対応してまいります。議員ご提言の世帯を対象とする場合、現状では財源の確保や対象とする所得水準の捉え方など課題も多いと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、再質問はありませんか。どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） 答弁の中では、財源の問題が大きいという、そういうふうな内容の答弁。それで、この財源の問題ですが、今年度2回目の地方創生臨時交付金の自治体から国への実施計画申請の締切りが10月2日に迫っています。内閣府資料によると、1回目の5月申請の結果、5,828億円の交付残額があります。本町では、この臨時交付金の交付残額の状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 交付金のほうの残額ということでのご質問でございましたが、こちらのほうは6月内の議会のときにご説明をしておりますが、ある程度年度の初めのところで国のほうから限度額のほうが示されてございます。1次配分のところでも、まずは国のほうから示された額での1次配分の希望を出しております。2次配分のほうも、今トータルで当初出している限度額のほうに申請するような形になってございました。

当町の状況としましては、今現在は今年度実施している事業のほうを、その限度額に充てる形、それを超える形で今事業のほうには充当している状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） マイク少し近づけてください。

7番、再質問ありますか。はい、どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） そうすると、今金額としては示せないということでもいいのですか。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 金額のほうは、先ほど申し上げましたが、さきの議会等でも説明していましたが、限度額のほうは今本町には9,270万円ほどの金額で国のほうからは内示等連絡がありまして、それに基づきまして第1次配分、第2次配分のほうで今申請のほうは進めているところでございます。

事業につきましては、それを見込んでもう充当を、各事業のほうに充当しているような形ということでございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎寛次郎君） それでは、2回目の地方創生臨時交付金の国への申請が10月2日ということになっているのですが、これはどういうふうなもので申請すると考えてい

るのですか。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 先ほど来申し上げてございましたけれども、当初の9,270万円ほどの交付金の中で、物価高騰あるいは燃料高騰、そちらの対応分と、それとあとは非課税世帯の分の対象の分が見られているものでございます。それを2段階に分けて申請のほうをしているということでございます。今回がその第2回目を申請するところで、現在のところ、その上限の9,200万円のところはまだ変わっていないので、今後、今国の動きのほうございますが、この後、これから補正予算等のほうも組まれるのではないかとということで見込んでございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） 政府のほうでも、自治体の制度設計は柔軟に認めているわけなのですよね。そこで、町としても独自に検討してやるというのが大事だと思うのですが、そのところが少し欠けているのではないかなと思うのですが、その点については。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） ですので、今年度、今現在での5年度の交付金の額のほうは、国から額が決まっております、そちらのほうを手続上第1段階、そして第2段階ということで、今は第2段階のところを要望して上限に行っているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、今後国のほうからまた補正の額のほう、あるいは補正の内容のほうが示されましたらば、町としまして、その部分の内容のほうをちゃんと理解しながら、そして早急に補正のほうは組んでいくような形になろうかと思ってございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） まず、具体的な問題では、今回の場合は農林漁業に対しての支援は取り上げなかったのですが、中小事業者、その点でも、市町村によっては、やっぱりその少ない負担増であっても対象にするような、そういうふうな形での支援金の寄附という形が出ています。例えば令和5年7月から9月までのエネルギー代の合計が、事業用で3万円以上を超したときには、その支援金の対象にするとか、そういうふうな形も出ています。やっぱり難しくしないで支援できるような形を検討すべきだと思うの

ですが、どういうふうに考えますか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦英二副町長、答弁。

○副町長（三浦英二君） 議員のご指摘もそのとおりでございますが、基本的にコロナ交付金は、一定の計算基準の下に全国の特別区も含めた市町村に配分をされているわけですが、各全国の市区町村ではその範囲の中で、その独自の必要な事業、それから対象に対してそれぞれが知恵を絞って事業を構築してご支援を申し上げているわけですが、例えば都会であれば当然第1次産業はほとんどないわけですから、そういった交付金はない。ただし、岩泉町では第1次産業に対してもできる限りのご支援を申し上げている。あるいは、子供が少ないところには子供関係のほうに大きな厚い手当をしている。しかし、一方では、子供の数が多いところでは、どうしても薄くなっている支援の場合もあるということになりますので、一律そのところでどこかの市町村が突出してそれをやったといたしましても、我がふるさと岩泉町にはそれがなじむかどうかというのはまた別問題になりますので、岩泉町は岩泉町に適した内容でのこれまでご支援、交付金の使途を議会にお諮りをして執行してまいったところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎寛次郎君） 十分に分かります。課税世帯への300万円、所得300万円以下の課税世帯にも給付金を検討するときには対象にすべきだと質問したのですが、それは地方創生臨時交付金の柔軟な制度設計が許されているので、その点を踏まえての質問です。

やっぱり大きな課題だと思います。答弁の中でもあったのですが、住民税均等割のみの課税世帯にも対象を拡大したと、そういう答弁もあったのですが、これからこれのもう一つ上も検討にしていくべきだと考えます。すぐすぐというわけではなくて、常にこれは頭に置いて、そのたびに検討してほしいと思います。この点についてはどうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三浦副町長。

○副町長（三浦英二君） 議員のご提言はまさにそのとおり、私どもも考えなければならぬところだと思ってございます。私のほうでは、岩泉町におきましては、議員ご指摘のとおり、均等割のみ課税世帯にも対象を拡大いたしまして、5万円を給付させていた

できました。これは、まさに町で制度設計をした分でございます。これが300万円の所得という部分についても考えるべきだという議員のご提言は、これは私どもも受け止めまして、また国のほうから新たなそういう対策が出た場合には私のほうでも検討をしてみたい、このように思います。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎寛次郎君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） これで7番、林崎寛次郎さんの質問を終わります。

次に、6番、三田地久志さん、どうぞ。

〔6番 三田地久志君登壇〕

○6番（三田地久志君） 6番、三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

Jークレジットの導入についてです。地球温暖化が叫ばれて久しい昨今ですが、今年に入って「地球沸騰化」という新たな言葉で警鐘が鳴らされ始めています。北日本の今夏の月平均気温は、平年差が6月はプラス2.2度、7月はプラス2.8度、8月はプラス3.9度と1946年の統計開始以降、いずれも1位の高温となっています。

このような状況の中で、町では温暖化対策として平成14年に「岩泉町地球温暖化防止等実行計画」を策定し、現在は第4版まで策定、一事業者として二酸化炭素などの削減に成果を上げています。各自治体の計画等の状況は、環境省のホームページで閲覧することができます。

さて、本年の第1回定例会施政方針において中居町長は、「2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す『ゼロカーボンシティ宣言』を行っており、地域の脱炭素化と、地域内での再生可能エネルギー利活用の指針となる推進計画の策定を進めていく。再生可能エネルギーの活用については、町内において民間事業者が風力発電及び小水力発電の事業開始に向け計画を進めていることから、事業進捗の共有と事業推進のための連携に努めるとともに、きのこの廃菌床を活用したバイオマスボイラーの実証実験に継続して取り組み、森林資源の継続的な利活用を図るための手段を検討する。さらに、森林の適正管理による『Jークレジット制度』や藻場の保全、管理による『ブルーカーボ

ンのオフセット制度』についても導入方法の調査研究を進める」と述べております。

再生可能エネルギーについては、有芸の水堀地区にSGET岩泉ウインドファームが2025年12月から発電開始予定で、約3万6,000世帯の発電が可能とのことですので、着実に進展しています。岩泉町にもともとあった水力発電ですが、過日の政務調査会研修会において、東北電力株式会社から聞いたところによると、3か所での発電は最大で約4,000世帯を賄えるとのことでした。さらに、釜津田外山地区への風力発電や小水力発電が数か所加わると、岩泉町は自然エネルギーの供給の町となります。

さて、今回はJークレジット制度について議論を深めたいと思います。所信では、Jークレジット制度は、森林の適正管理での活用と述べられていますが、今回は農業分野に絞りたいと思います。

Jークレジット制度の方法論（2023年3月）は、69項目あります。方法論とは、排出削減、吸収に資する技術ごとに適用範囲、排出削減、吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を指定したものです。

方法論は、省エネルギー、再生可能エネルギー、工業プロセス、農業、廃棄物、森林に分かれており、農業では牛、豚、ブロイラーへのアミノ酸バランス改善肥料の給餌、家畜排せつ物管理方法での変更、バイオ炭の農地施用などがあります。

岩泉町では、バイオ炭の農地施用が方法論として取り組めるのではないかと考えられます。まず、バイオ炭とは何か。生物資源を材料とした生物の活性化及び環境の改善に効果のある炭化物のことを指すとあります。Jークレジットにおいては、350度以上の高温で焼成したものと定義されています。このバイオ炭を農地や牧草畑にすき込めばよいのですが、個々の農家で申請するのは無理があるし現実的ではありません。また、バイオ炭を誰がどのように作のかも考えなければなりません。

そこで想定されるのは、地域おこし協力隊のワサビ栽培の皆さんです。理由としては、冬場は仕事がないということでしたので、労働者協同組合をつくり、竹炭製造してはどうでしょうか。岩泉町も他地区と同様に竹が繁茂し、獣のすみかとなってきたことを考えれば、見通しのよい竹林をつくり、伐採した竹を乾燥してから竹炭にしてはどうでしょうか。（竹林の手入れには林野庁の森林・山村多面的昨日発揮対策交付金を利用することで人件費は賄えます。）この竹炭を牧草畑やワサビ畑にすき込むことでJーク

クレジットの創出者となり、各農家にお金の循環が生まれます。あるいは、一般社団法人岩泉町農業振興公社で製造するペレット堆肥に竹炭を混ぜ込むことで、さらによい堆肥となると思われます。

Jークレジットの申請は、各農家ですることはとても難しいと思いますので、面積をまとめてプロバイダーにお願いするか、町内の既存の企業や起業者に申請の代行をしてもらえれば、新たな分野で町内に仕事が発生します。国の制度をうまく使い、新たな仕事を創出していくことも行政の役目だと思われませんが、町長の考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

Jークレジットの導入についてであります。この取組は省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量、また適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度であると、このように認識をしております。

議員ご提案のバイオ炭を農地に施用することにつきましては、国でももみ殻、剪定枝、竹などを由来としたバイオマス炭施用による炭素貯留の取組を推進する中で最近注目されている取組であり、地域おこし協力隊で組織する労働者協同組合などの運営手法も冬場の収入源として有益な取組となる可能性があるものと考えております。

また、本町における竹林の面積は、県の森林簿データによりますと約3ヘクタールとなっており、残念ながら継続して竹炭を製造する上ではかなり少ない面積と考えておりますが、このバイオ炭の認証条件には幾つかあり、例として未利用資源である間伐材であっても、放置されることが証明されれば原料として活用できますので、適用性のある資源の賦存量を調査、把握の上、誰がどのように実施し、労働の対価がどの程度得られるのかなどの検討が導入のポイントになるものと考えているところであります。

いずれにいたしましても、農地におけるバイオ炭施用の取組につきましては、全国的にまだ始まったばかりであり、先行している事例を研究しながら、今後の導入の可能性について研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと

思います。

以上で答弁いたします。

○議長（菊地弘巳君） 6番、再質問はありませんか。はい、どうぞ。

○6番（三田地久志君） 岩泉町も猛暑日が11日かな、続いて、35度以上が続いて、例えばリンゴ農家のリンゴが、袋をかけていないリンゴが日焼けして商品にならないかもしれないというような情報があります。あるいは、トマトを栽培している方々は、実はトマトというのは高温に遭うと花粉が発生しなくて、花が落下してしまって実にならないということがあります。そういうことが農林水産課のほうには情報として来ておりますか、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今年の夏の高温による農家さんのほうの状況につきましては、現時点で入っている分についてはワサビ農家さんの高温による障害、またはリンゴ農家の方々の着色関係に肥大の影響とかという情報は入っておりますし、あとは畑地関係につきましてはブロッコリーとか、そちら葉のほうの関係のほうにも情報としては入ってきている状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、どうぞ。

○6番（三田地久志君） こういうふうに地球温暖化、岩泉でも非常に農産物に対して被害が出始めてきている。その対策として、微力ながらも岩泉町として、ではどう取り組むのかということが今回の施策提言であるバイオ炭を利用したJ-クレジットの発行ということなのですが、答弁書はこのとおりで、私もそのとおりだと思うのです。それで、バイオ炭については農林水産省のホームページによれば、このとおり書いてあり、木とか草とか木の実が土壌改良剤、あるいは家畜ふん尿由来下水汚泥等は肥料として利用ができると書いてあります。この辺について、未利用のものを何とかして活用してお金に換えていくという発想はどうでしょうか。担当課長としては、そういう考えはお持ちではございませんか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） このバイオ炭につきましては、当町でも炭焼きの方々が高齢化でやめていくという現状を踏まえたと、炭の文化も残していきたい、技術も

残していきたいという中であれば、その中でバイオ炭の話が先般出てきまして、これを組み合わせながらできないかなという検討はしたところでございますけれども、地球温暖化対策でみんなで取り組んでいくという中では、取り組みやすいものであれば、現実的に可能性はあるのかなというふうには思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） 要は、どうやって誰がやるかというのが一番難しい話で、ここでは協力隊の話をしましたけれども、例えば保育間伐で出る小径木のものというのは、捨て間伐で林地残材としてそのまま残る。それを回収するという仕事があるのではないかなと。例えば軽トラックで搬入してくれば、1 台何ぼで買いますよと、それを炭にしますよみたいなことというのは可能ではないかなと思うのですが、その辺についてはいろんな予算の中で、例えば環境譲与税、環境税みたいなものを使えるのかどうか、その搬出してくるということについてはどうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 保育間伐で切る捨て間伐に係る分については、適正な森林の管理という観点で、譲与税の財源は投入可能かなというふうには思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） だとすると、軽トラックを持っている高齢者の皆さんが好きな時間に行って、それを集めてくるということは可能だと。原材料は何とかなるのかなと。あるいは、宮古まで下水汚泥を持って行って今焼却処分していますが、かつて私委員会で、下水汚泥を農業に使ったらどうだと言ったら、同僚議員には笑われたり、異議を唱えられたりしたのですが、最近は下水汚泥からリンが取れるとかいろいろな話が出てきて、農林水産省のホームページにも間違いなく下水汚泥を肥料として使えるよというふうに出ています。

今後プラントを、例えば従来の炭焼きではなくて炭化のプラントを導入すると、これには今 2 分の 1 の補助金が出るようです。そういうものを導入するということはどんなものでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君）　今回ご質問受けまして、私もホームページ等でいろいろと調べさせていただきました。炭化プラント、簡易型のプラントが300万円ほどで売られているというところで、これについてはこのバイオ炭を目的とした製造であるのだろうというふうに思っています。簡易ではございますけれども、非常に使いやすいのではないかなというふうには思っていますので、試験的に導入しながら状況を確認したりとか、あるいは実際に利用されているところを見ながら、情報を聞きながら、果たしてこれで持続的に皆さんが可能かどうかというところは、今後いろいろと情報を集めていく必要があるのかなというふうには思っています。

○議長（菊地弘巳君）　6番。

○6番（三田地久志君）　岩泉は山がいっぱいで、竹も本当は3ヘクタール以上あるのではないかなと、現状はすごく増えていますので。かつてのところの倍ぐらい竹が出てきたのではないかなというようなところもあるので。竹は1年ですぐ成長するので、その分炭素の吸収もしているはずなので、毎年毎年更新していけば、乾燥させればできる。材料はとにかくあると。では、プラントがあって、そこでお金が回るような仕組みをどうやってつくっていくかということがこれからの考えていく上での課題なわけです。その仕組みづくりということについて、もう少し考えてほしいなと思うのです。実際これほかの事例を見てやるのではなくて、岩泉が先に手を挙げてやるという気持ちになってほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君）　佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君）　私としましては、やはりお金が回る仕組みにつながるというところが確認できれば、積極的に検討していきたいなというふうに思っていますし、ただ誰がというところが、いつもそうですけれども、そこがやはり大きな課題になってくるところでございまして、そこら辺の地域の皆さん、町民の方々への周知方法は何らかの形で必要になってきますし、それを全町的に取り組んでいくところを我々はどのように関与していくのか。全町的な取組ですので、政策企画サイドとも連携しながらやっていくべき内容かなというふうに感じてございます。

○議長（菊地弘巳君）　6番。

○6番（三田地久志君）　ありがとうございます。庁舎内でよく議論をする必要がある項

目だとは思いますが。あとは、ワサビの方々ができるだけ収穫期間を延ばすというか、量を穫るために休耕田あるいは遊休農地にバイオ炭をすき込んで、冬場に、温暖化になって岩泉もほとんど雪が降らなくなってきました。静岡の例ですけれども、簡易的にビニールをかけて、弓というか、パイプをちょっと張って、パイプハウスではないです、ビニールをかけて、そこで育苗というか成長させたものを収穫して、それこそマル井さんとかああいうところに出荷していたようなのですよ。岩泉でも多分できるだろうと。こういうのを実証実験するというつもりはないでしょうか。実証実験して、諸材料については補助を出しますよみたいなことも考えてほしいのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご提言の冬期間のトンネルハウスでのワサビ栽培、それを休耕田でという話かなというふうに思っています。現状ワサビ栽培農家さんは、ハウスの中で長期間栽培されて出荷している方々もございますが、主にやはり小川、大川地区の栽培で、雪が比較的多いというところでハウス型になっているのかなと思います。

ご提言の簡易型のトンネルでのビニールというところでは、私も情報が無い状況でございしますので、ぱっと聞いた中では可能性はあるのかなというふうに思っています。そこら辺は対象地域のエリア内での取組、小本下流域での取組になるかなと思われますので、そこら辺はちょっと農業振興公社なり、普及所さんなりとも相談しながら、普及の可能性が可能かどうかは検討させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） みどりの食料システム法へとつながっていくような、バイオ炭を施用してみどりの食料システム法につながっていくような仕組みもつくっていくと、茨城県のある農家は、いわゆる有機農業で通常の商品よりも、生産物よりも1.5倍で販売をしている農家もあるのです。1億円を1人で売上げしているところもあるぐらいなので、耕地面積が少ない岩泉だからこそできるというのはあると思うのです。ただただ広ければ、北海道のような農業しかできないかもしれないけれども、バイオ炭で有機でというところであれば可能性があると思うので、その辺についてもぜひ調べていただいて、そういう方向に行くように検討すべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 国のほうでは有機農業を推進することで、数多くの制度が出ておりますし、これからも拡大されるだろうというふうに思っています。

先ほどバイオ炭につきましても、国でも既にメニュー化をして支援の対象として加えておりますし、となれば、有機農業の取組を当町でという話にその際なってくるのかなと思います。現在ワサビ栽培農家におきましても、有機農業の、有機のワサビを栽培したいという方々もおります。単純にひもづけできれば可能性はあるのかなとは思われますけれども、やはり有機での農産物の販売のほうの、やっぱり生産量のほうが最終的にネックになってくるのかなというところも思われますので、そこら辺はちょっと農家の方々とも情報交換をしながら、有機のワサビについてはちょっと検討、相談していきたいなと思っています。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） 有機のワサビを作っているという方は、たしか二人か三人いたなと思っていました。I A F S、岩手大学農学部の間でアグリフロンティアスクールに行って勉強してきたという人も2人ばかりいるようです、ワサビ農家の中で。そういうふうに経営計画をきちんと立ててやれるような下地はできてきているので、ぜひ有機でやるのであれば、むしろ遊休農地はもう肥料も何も10年以上もやっていなければ、すぐにでも有機栽培という形で可能になってくると思うので、そういうところの遊休農地をどうしていくのかという課題解決にもなると思われますから、ぜひやりたいという人たちのためにはそういう情報を提供すべきではないかなと思うのですが。

とにかくどこに遊休農地があるのかという部分についても、草がぼうぼうのところを見れば分かるのだろうけれども、それが借りられるのかどうかというのは、すぐに農林水産課のほうでは分かるものなのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 遊休農地につきましては、毎年1回調査をさせていただきます。約2,000ヘクタールの耕地面積に対して、現状大体1割程度弱の遊休農地があるというところで推移しています。その情報については、当課農林水産課のほうでも、農業委員会とも把握できる状況になってございます。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） ありがとうございます。要は、そういう条件がいったいいいものがあるので、この Jークレジットというのを導入していただいて、それを全部結びつければ、新たな仕組みで新たなお金が入ってくることができると思いますので、ぜひ実行していただきたいなと。プロバイダーにお願いするのではなくて、それこそワサビ農家の人たちでもいいのですけれども、Jークレジットの申請についても、バイオ炭の作る場所から、そのバイオ炭の検証から含めて自分たちで全部やるというような仕組みにしていけば、原材料を買ってバイオ炭にして販売するという、今度はバイオ炭すき込んだ農業者には、そこに Jークレジットを活用したとしてお金が国から入ってくるという国の制度をうまく利用した仕組みをぜひしてほしいと思いますが、課長、その辺については、決意があればお伺いしたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご提案の中身につきましては、地消地産とも大きく絡むかなと思ってございますが、やはり地域内で経済を回す仕組みづくりは 1 次産業においても相当の経済効果があるだろうというふうに私も思っておりますので、そこら辺を踏まえまして、地球温暖化も当然ございます、なりわいとして収入面を多く確保できる仕組みづくりについてはどんどん検討、前向きに取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6 番。

○6 番（三田地久志君） 最後です。課題解決がお金になるということです。地球温暖化を阻止する取組をすることで、岩泉町に幾らかでもお金が入る仕組み、そして農業者の皆さん、高齢者の皆さん全員のところにお金が回る仕組み、この仕組みをぜひつくってほしいというお願いをして終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで三田地久志さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午前 1 1 時 3 9 分)

令和 5 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 3 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 5 年 8 月 2 9 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 5 年 9 月 1 9 日 午 後 3 時 0 0 分				
	散 会	令 和 5 年 9 月 1 9 日 午 後 3 時 0 7 分				
出席及び欠席議員 出席 12 人 欠席 1 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	×
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	8 番	坂 本 昇	9 番	早 川 ケン子
	1 0 番	三田地 和 彦		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農 林 水 産 課 総 括 室 長	山 崎 正 道
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教育委員会 事務局総括室長	佐々木 隆 幸		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 5 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 5 年 9 月 1 9 日 (火曜日) 午後 3 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 議案第 1 号 岩泉町下水道事業の設置等に関する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 2 議案第 2 号 令和 5 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 4 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 3 議案第 3 号 令和 5 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 4 議案第 4 号 令和 5 年度岩泉町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘已君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、10番、三田地和彦さんから所用のため欠席する旨届出が提出されておりますので、報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘已君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘已君） これより議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町下水道事業の設置等に関する条例についてから日程第4、議案第4号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、林崎竟次郎さん、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 林崎竟次郎君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（林崎竟次郎君） 令和5年9月19日、岩泉町議会議長、菊地弘已殿。条例補正予算審査特別委員長、林崎竟次郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 岩泉町下水道事業の設置等に関する条例について、原案可決。

議案第2号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第3号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第４号 令和５年度岩泉町水道事業会計補正予算（第１号）、原案可決。

以上であります。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第１号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第１号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

これから議案第２号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第２号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

これから議案第３号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第３号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

これから議案第４号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第４号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 ３時０７分）

令和 5 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 4 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 5 年 8 月 2 9 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 5 年 9 月 2 2 日 午後 4 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 5 年 9 月 2 2 日 午後 4 時 1 8 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 已	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	8 番	坂 本 昇	9 番	早 川 ケン子
	1 0 番	三田地 和 彦		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農 林 水 産 課 総 括 室 長	山 崎 正 道
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教育委員会 事務局総括室長	佐々木 隆 幸		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 5 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 5 年 9 月 22 日 (金曜日) 午後 4 時 00 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 4 年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 認定第 2 号 令和 4 年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 認定第 3 号 令和 4 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 認定第 4 号 令和 4 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 認定第 5 号 令和 4 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 認定第 6 号 令和 4 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 認定第 7 号 令和 4 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 認定第 8 号 令和 4 年度岩泉町水道事業会計決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 陳情第 1 号 森林環境譲与税の譲与基準見直しに関する要望書
(産業常任委員長報告)
- 日程第 10 議案第 6 号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 閉会中の継続審査申し出について

請願第 1 号 令和 5 年 8 月 13 日からの大雨被害対策に関する請願

(産業常任委員長申し出)

閉 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 4時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、認定第1号 令和4年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第8、認定第8号 令和4年度岩泉町水道事業会計決算までの8件を一括議題とします。

本決算について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、三田地久志さん、どうぞ。

〔決算審査特別委員長 三田地久志君登壇〕

○決算審査特別委員長（三田地久志君） 令和5年9月22日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。決算審査特別委員長、三田地久志。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

認定第1号 令和4年度岩泉町一般会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第2号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第3号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第4号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第5号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第6号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第7号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第8号 令和4年度岩泉町水道事業会計決算、原案認定。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの決算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号については原案のとおり認定することに決定しました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、陳情第1号 森林環境譲与税の譲与基準見直しに関する要望書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業常任委員長、三田地久志さん、どうぞ。

〔産業常任委員長 三田地久志君登壇〕

○産業常任委員長（三田地久志君） 令和５年９月22日、岩泉町議会議長、菊地弘已殿。

産業常任委員長、三田地久志。

請願等審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第１項の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

陳情第１号。

森林環境譲与税の譲与基準見直しに関する要望書。

採択すべきものと決定。

以上でございます。

○議長（菊地弘已君） ただいまの産業常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘已君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第１号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘已君） 討論なしと認めます。

これから陳情第１号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘已君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第１号については委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘已君） 日程第10、議案第６号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第6号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月22日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。令和5年8月豪雨災害の農地・農業用施設災害復旧事業に要する費用に受益者からの分担金を充てるとともに、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

それでは、議案第6号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

今回の一部改正の内容につきましては、本年8月に発生しました豪雨災害に伴う農業用施設、農地の災害復旧事業に対しまして、受益者からの分担金を充てるため所要の改正を行うものになります。

3ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。今回の改正で第2条の全文の定義を今回の災害に合わせたものに改正するものでございます。また、そのことによる第3条の整理を行っております。

最後に、2ページの別紙でございます。附則といたしまして、公布の日から施行するものとしてございます。

なお、今回の分担金の割合につきましては、平成28年以降の災害と同様の適用となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、八重樫龍介さん。

○13番（八重樫龍介君） これを制定することにより、見込まれる分担金の金額は幾らに

なるかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、山崎正道農林水産課総括室長。

○農林水産課総括室長（山崎正道君） お答えいたします。

今回の条例改正に伴いましていただきます負担金でございますけれども、今回全て小災害になっておりまして、1か所当たりが40万円以下の工事費になります。ですので、お1人当たり最大でも7,600円にいかない金額という金額になる予定でございます、こちらにつきましては災害で、今回農地災害復旧を利用したいという方々には、議会で議決になりましたらば、この程度の金額で町としては提案しますということでお話をして、皆様から特に異論もなく、同意をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（菊地弘巳君） 日程第11、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

産業常任委員長から、目下委員会において審査中の令和5年8月13日からの大雨被害対策に関する請願について、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和５年第３回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 ４時１８分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署 名 議 員

坂 本 昇

署 名 議 員

早 川 ケ ン 子

署 名 議 員

三 田 地 和 彦
